

芸術工学 研究

31



芸術工学 研究

九州大学大学院
芸術工学研究院 紀要

Geijutsu Kogaku:
the Journal of Design
Kyushu University

2019 | Vol.

31

[目次]

研究論文

- 1 行動と性格特性に着目したレジリエンスデザイン方法の構築
避難所での活動を想定した共同作業中の人の位置関係・心拍変動・性格特性の相関解析
Development of Resilience Design Methods Focusing on Behavior and Personality Traits
Correlation Analysis of Human Position, HRV and Personality Traits in Cooperative Work Assuming
Evacuation Center
西村英伍 岸田文 藤智亮 綿貫茂喜 尾方義人
NISHIMURA Eigo KISHIDA Fumi FUJI Tomoaki WATANUKI Shigeki OGATA Yoshito

作品

- 9 新松原みんなの家
The House for Everyone in Shinmatsubara
田上健一 朝廣和夫
TANOUE Kenichi ASAHIRO Kazuo

評論

- 19 天の逆手
古事記の国譲りに現われた手拍ちの検討
Ama no Sakate: the Heavenly Reverse Clapping
Discussion of the Hand Clapping Described in the Abdication of the Deity in the Kojiki
矢向正人
YAKO Masato

行動と性格特性に着目したレジリエンスデザイン方法の構築

避難所での活動を想定した共同作業中の人の位置関係・心拍変動・性格特性の相関解析

Development of Resilience Design Methods Focusing on Behavior and Personality Traits
Correlation Analysis of Human Position, HRV and Personality Traits in Cooperative Work Assuming Evacuation Center西村英伍¹

NISHIMURA Eigo

岸田文²

KISHIDA Fumi

藤智亮³

FUJI Tomoaki

綿貫茂喜⁴

WATANUKI Shigeki

尾方義人³

OGATA Yoshito

Abstract

Questionnaires and behavioral observation have long been used in design methods. However, knowledge of human behavior has not been adequately applied to design methods from either a quantitative or qualitative perspective. Therefore, we are aiming to develop a resilient design method for extracting and solving physical, physiological, and psychological challenges faced by users, such as operational issues associated with images recorded by security cameras installed at disaster evacuation centers. The extracted issues and their solutions must then be incorporated into the operational design.

We conducted an experiment simulating activity at an evacuation center and distributed a questionnaire survey to participants. We analyzed HRV when participants were grouped together in spaces according to the F-formation system in order to determine what constitutes stressful conditions. The results of this pilot study revealed a relationship of grouping arrangement, personality traits, and HRV among the participants. It was demonstrated that the experimental results could be applied to the resilient design of disaster evacuation centers.

1. 背景

1.1. レジリエンスデザイン方法

レジリエンスデザインでは、災害が発生した地域等においてそこに住む人々やコミュニティが困難を克服し、さらなる生活の質の向上を果たすことを助けることを目指している。レジリエンスデザインにおいては、災害被災地のように急速な状況変化が生じた環境での問題解決や、そのための課題抽出を行うためのデザイン方法が必要である。

現在一般的にデザイン方法として主流を占めるものは、アンケートやインタビュー調査により引き出されたユーザーの意見あるいは行動観察により記述されたユーザーの行動から解決すべき課題を抽出し、デザイン要件に反映させ問題解決を図る方法である。

しかしながら、被災地という性質上、現場へ赴いてアンケートや行動観察を実施することは困難であるため、防犯カメラ等から得られる動画や簡便な質問紙といった資源からの観察や分析によって課題を抽出する必要がある。そのためには、動画や質問紙の内容と、たとえば避難所利用者が感じているストレスを関連付けるための知見が必要となる。そこで、本学がこれまでに蓄積してきた人間科学、感性科学に関する知見を応用することが有効であると考えられる。一方で、デザインの分野で用いられてきた行動観察の手法と心理学、生理学を融合させる試みは量的にも質的にも不十分である。

そこで筆者らは、災害避難所の一場面を切り出した実験を通じて、人の物理的、生理学的、心理学的事象から解決すべき課題を抽出する方法を、レジリエンスデザイン方法として構築することを目指している¹⁾。本研究の俯瞰図を図1に示す。

連絡先：西村英伍, nishimura.eigo.847@s.kyushu-u.ac.jp

1 九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻コンテンツクリエイティブデザインコース
Content and Creative Design Course, Department of Design, Graduate School of Design, Kyushu University2 九州大学大学院統合新領域学府ユーザー感性学専攻感性科学コース
Kansei Research Course, Department of Kansei Science, Graduate School of Integrated Frontier Sciences, Kyushu University3 九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門
Department of Design Strategy, Faculty of Design, Kyushu University4 九州大学大学院芸術工学研究院デザイン人間科学部門
Department of Human Science, Faculty of Design, Kyushu University

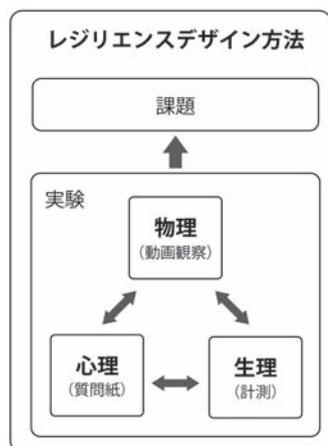


図 1 本研究の俯瞰図

1.2. 災害避難所運営のレジリエンスデザイン方法

災害避難所で提供されるサービスの内容は避難所の規模や災害発生からの経過時期によって変化することが熊本地震における避難所の調査から分かっている²⁾。一方で避難所のような対象においては、実際に現場で起きている細やかな（しかし蓄積し噴出し得る）課題と、どのように所員がその課題を解決したか、あるいはできなかったかを知ることは困難である。また、避難所の運用は地方自治体の職員やボランティアによって支えられており、避難所運営の経験や知見を次の災害発生まで継承し続けることは困難である。

そこで、避難所に設置した防犯カメラと事前に避難所利用者から収集した質問紙からその避難所の細やかな課題（利用者の事前期待やストレス）を抽出することができれば、利用者の不満を予防しストレスを軽減するためのレジリエンスデザイン方法が構築できると考えた。

またレジリエンスデザイン方法は、災害避難所だけではなく、日常的な場面にも適用できることが望ましい。例えば学校の体育館のように、避難所の多くは日常的に利用されている施設である。小中学校において生徒の性格特性を事前に収集し、体育館や廊下に設置した防犯カメラから授業中や休み時間の行動を解析することで、学校内でストレスを感じている生徒を検出することが可能となれば、災害時以外にも展開が可能であると考えられる。

1.3. F-formation システム

人対人の相互作用を研究する領域において、集団内の人々が互いに確保しあう位置関係または距離関係にはコミュニケーションとしての意味や理由があると言われていいる。F-formation（F 陣形）とは複数人が会話または共同

作業を行うときに多く見られる形態で、全員が互いに向き合って（face to face）空間を共有している状態を指す。F-formation の外にいる人は空間を共有していない、すなわちその集団の一員でないことを意味する³⁾。

災害避難所では、普段から交流のない人同士が未経験の作業を共同で行う場面が想定される。その際に形成された F-formation の内外において、関係者が互いに確保し合う位置関係の食い違いがストレスの原因となり得ると考えられる。

上述のような状況によって感じるストレスの程度は災害そのものによるストレスと比べて小さなものであるが、コミュニケーション上のストレスが蓄積することによって他者との交流に対して消極的になり、当事者やコミュニティのレジリエンスの強化を妨げる恐れがある。

2. 目的

本稿では、避難所での共同作業という場面を想定して、人の行動と心拍変動、性格特性の関係から作業者のストレスを推定し、作業中に発生した課題を抽出するための一連の方法を提案することを目的とする。特に本稿では、F-formation と性格特性を用いた実験室実験を計画し、実験により得られた結果をデザイン方法の構築に応用するまでの手順を検討する。また得られた実験結果自体についても、実験手順や計測評価項目の観点から考察を加える。

避難所候補となっている施設の一部では、ダンボール製の簡易ベッドの備蓄が行われている。ダンボールベッドは複数のダンボール箱を並べて 1 つのベッドを構成するもので、組立てが容易であるため避難所利用者自らが複数名で組立てを行うといった場面が想定される。本稿ではダンボールベッド組立て作業の文脈を用いて、複数の人がいる中でダンボール箱を運ぶという作業を設定し、参加者がストレスを感じる状況の抽出を試みた。

3. 方法

本実験では、事前に実験同意を得た健康な男子大学生 6 名を 3 名 2 組に分け、各組に実験協力者 1 名を加えた計 4 名 1 組でそれぞれ別の日に実験を 2 回続けて実施した。実験前には質問紙検査を実施し、性格特性のほか、実験参加者間の面識の有無を確認した。なお実験協力者は内密に実験者の指示にもとづき行動することとし、実験データには含めないこととした。実験参加者には実験の前日夜から当日のアルコール摂取と激しい運動を制限した。

3.1. 実験手順

図2に実験見取り図を示す。本実験の実施にあたり、事前に、実験参加者に立ち位置を指示するためのマーキングを行った。また実験空間として6m四方の正方形内に物が置かれないようマーキングを行った。

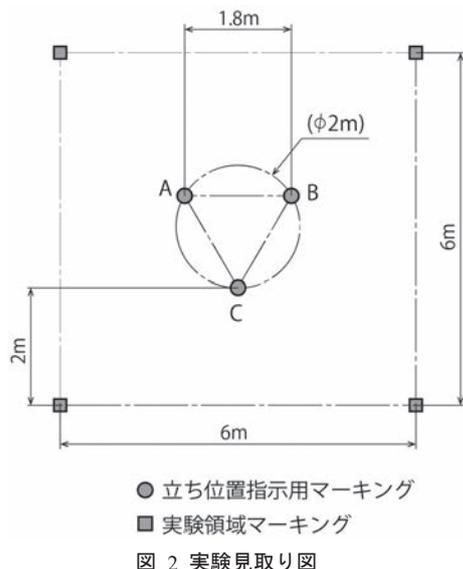


図3に実験参加者の立ち位置と経路を示す。図中の点ABCには、中央を向くように3人の実験参加者が立つ。ABC点間距離は共同作業において不自然でない距離とするため、Hallによる社会距離の近接相となるよう設定した。Hallによると北米人においてその距離は4~7フィートの範囲であり、より近い範囲(2.5~4フィート)を個体距離の遠方相とよんだ。共同作業において特に接近する理由がない限りは社会距離の近接相が用いられる⁴⁾。

社会距離の近接相と個体距離の遠方相の範囲は人の身体性に基づいており、両相の境界となる4フィートという数値自体はあくまでも目安である。Hallは「両方が腕を伸ばせば指が触合う距離までの範囲」を個体距離の遠方相の範囲としているため⁴⁾、2人が同時に腕を伸ばしたときに指が触合わない距離として、日本人の成人男性の指極長の95パーセンタイル値1770mm⁵⁾から、ABC点間距離は1.8mとした。なお実験にあたって、実験参加には実際に腕を伸ばしてもらい、隣の人と指が触合わないことを確認した。

4人のうち1人の実験参加者は空のダンボール箱(310×220×350mm)を持ち、①~④の地点に移動し、それぞれの地点で箱を置き、中央を向いた状態で1分間立位静止する。①~④の地点にはマーキングを行わず、実験参加者自身の目測で静止する地点を決める。

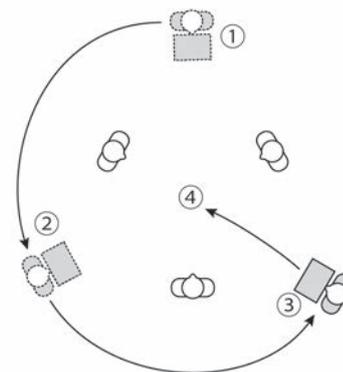


図3 実験参加者の立ち位置と経路

図4に実験の様子を示す。実験中は、F-formation、すなわち3名が中央に向き合った形態が維持され続ける。F-formationの周囲の空間はr-spaceとよばれ、集団とその外の境界に相当する。F-formationを構成する成員によって占められる空間はp-spaceとよばれる。中央の空間はo-spaceとよばれ、集団の注目の対象となる。本実験では3名が形成したF-formationに対して4人目の実験参加者がまずr-spaceを移動し、最後にo-spaceに進入する経路をたどる。

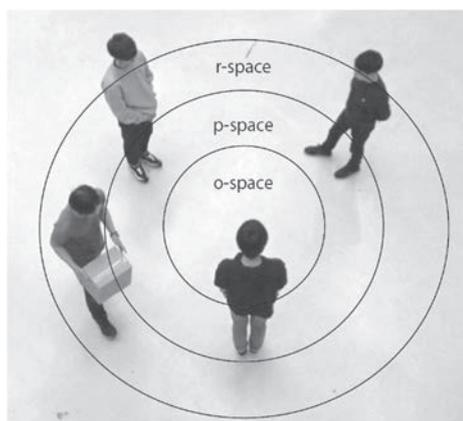


図4 実験の様子とF-formationの3つのスペース

図5に実験プロトコルを示す。本実験では各実験参加者が周囲を移動する役を交代しながら順番にタームを実施し、全員が周囲の移動を2回ずつ実施した。休憩中は実験領域外の椅子に座り、疲労が蓄積しないよう配慮した。4人のうち1人は実験協力者として予め内密に実験プロトコルの詳細な説明をうけ、他の3人の手本として最初のタームで周囲を移動した。このとき、実験参加者が箱を置く位置が実験協力者の影響を受けることを想定して、1回目のタームでは①~③の地点に箱を置く際にr-spaceのなるべく外側に、2回目のタームではr-spaceのなるべく内側に置くように指示した。



図 5 実験プロトコル

3.2. 質問紙検査

質問紙検査では、主要 5 因子性格検査⁶⁾と状態・特性不安検査⁷⁾を実施した。また、事前期待に関するアンケートを実施した。アンケートはサービス品質を測定するために開発された尺度である SERVQUAL⁸⁾を参考に作成した。本実験ではサービスの授受は発生しないが、他の実験参加者の自身への態度に対する期待として、本実験では SERVQUAL における 5 つの項目のうち確信性(Assurance)と共感性(Empathy)に対応する質問項目を独自に設定した。回答は、1:まったくそう思わない~4:どちらでもない~7:強くそう思うの 7 段階で得た。事前期待の質問項目を表 1 に示す。

表 1 事前期待の質問項目

No.	項目	分類
1.	ほかの実験参加者はあなたに注意を払ってくれる	共感性
2.	あなたはほかの実験参加者に興味を持つようになる	共感性
3.	ほかの実験参加者はあなたの意図を理解してくれる	共感性
4.	ほかの実験参加者は困ったとき助けてくれる	共感性
5.	ほかの実験参加者はお互いに誠実である	確信性
6.	ほかの実験参加者は頼りになる	確信性
7.	ほかの実験参加者は礼儀正しい	確信性
8.	ほかの実験参加者とは安心して接することができる	確信性

また、過去に同様の実験を経験しているか、今回の実験参加者の中に友人や知り合いがいるか、初対面の人と会話をする頻度、普段の運動習慣等について回答を得た。

3.3. 心拍変動(HRV)分析

心拍変動(HRV)を計測することで交感神経と副交感神経のどちらが優位かを推測することができると言われており、ストレスの推定に用いられている。交感神経/副交感神経のどちらが優位かを推測するには周波数解析を用いる方法が一般的であるが、ローレンツプロット(LP)を用いた方法でも周波数解析に近い結果が得られるとの報告がある⁹⁾。LP は周波数解析と比較して簡便で、比較的短い計測時間でも分析が可能であるため、本稿では LP を用いて HRV 分析を行った。なお、車いす利用者のパーソナルスペースと HRV に関する先行研究でも LP が使用されており¹⁰⁾、方法は本実験においても妥当であると考えられる。

本実験では、箱を持って移動を行う 1 名と p-space 内で静止する 3 名の R-R 間隔(RRI)を計測し、LP を用いた方法によりストレスの推定を行った。計測には Polar 社製 H10 を使用し、データ記録には Polar 社製 V800 を使用した。

LP の分布に対し、 $y=x$ 上の標準偏差を長軸、 $y=-x$ 上の標準偏差を短軸とした楕円の面積と重心の位置から、その平均が 0、分散が 1 となるように正規化した面積 S と重心 m を算出した⁹⁾。 S と m が小さくなるほど、交感神経優位、すなわちストレスを感じていると解釈する。

運動中の RRI からは HRV を評価することができないため、立位静止中の心拍データを抽出して分析対象とした。抽出にあたっては、実験の様態を撮影した動画から対象者が静止中の時刻を割り出してデータの抽出を行った。また、本実験では状況を「r-space で静止中(r 条件)」「o-space で静止中(o 条件)」「p-space において、r-space にいる人と対面で静止中(p 対面条件)」「p-space において、r-space にいる人と横並びで静止中(p 横並び条件)」の 4 種類に分類し、それぞれの状況ごとに LP の S と m を算出した。

3.4. 質問紙と HRV の比較

各実験参加者の状況ごとの S ならびに m と、質問紙の結果の相関を検討した。このとき、スピアマンの順位相関係数(ρ)の絶対値が 0.8 を上回ったものを、相関が見られたと判断することとした。

なお質問紙検査結果に対してその値の分布の範囲が 1.00 以下だった項目については、相関検討の対象から除外することとした。

4. 結果

4.1. 質問紙検査

質問紙検査結果を表2に示す。得られた回答のうち実験参加者間で分布の範囲が1.00以下の項目は、確信性に対する事前期待と状態不安の2項目であった。

表2 質問紙検査結果

項目	平均	最小	最大	分布範囲
誠実性	3.50	1.71	4.86	3.15
開放性	4.64	3.83	5.17	1.34
調和性	4.25	3.00	5.50	2.50
外向性	4.40	3.00	6.20	3.20
情緒不安定性	4.63	3.00	5.80	2.80
状態不安	1.58	1.45	1.85	<u>0.40</u>
特性不安	1.91	1.40	2.80	1.40
共感性に対する事前期待	4.51	3.75	5.50	1.75
確信性に対する事前期待	5.35	4.75	5.75	<u>1.00</u>

4.2. HRV 分析

全実験参加者の o、p 対面、p 横並び、r 条件における HRV（実験参加者毎に正規化された LP による S と m の値）を図6の箱ひげ図に示す。図中の点は各実験参加者の S と m の値である。

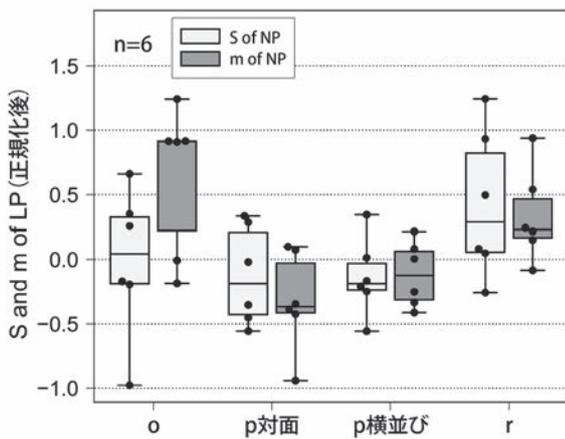


図6 各条件における HRV の箱ひげ図

各条件の分布について四分位範囲に着目すると、p 対面、p 横並び条件の S と m が r 条件と比べてやや小さい結果となったが、データ数に対してばらつきが大きいことから、確たる傾向は認められなかった。

4.3. 質問紙と HRV の比較

質問紙の結果と各条件における HRV を比較した結果のうち、相関係数の絶対値が0.8を上回ったものを図7~10に示す。本実験では、p 対面条件において誠実性、外向性、情緒不安定性との負の相関が認められた。

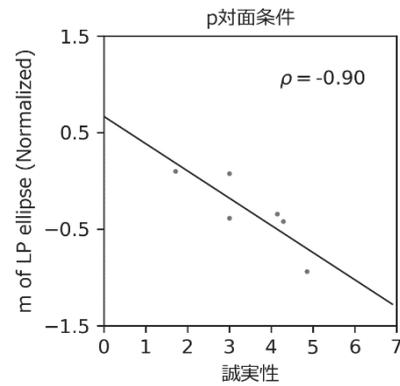


図7 誠実性と p 対面条件における HRV(m)の相関

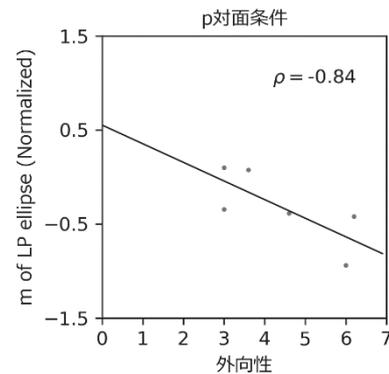


図8 外向性と p 対面条件における HRV(m)の相関

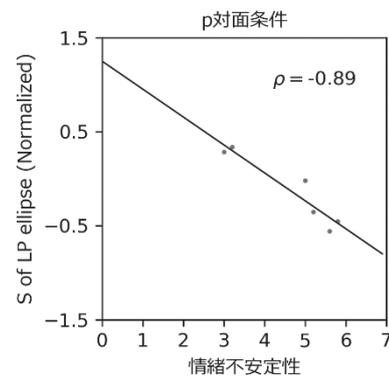


図9 情緒不安定性と p 対面条件における HRV(S)の相関

また p 横並び条件において、特性不安との負の相関が認められた。

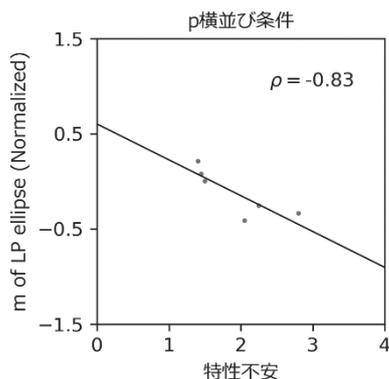


図 10 特性不安と p 横並び条件における HRV(m)の相関

本実験では、実験前に実験参加者同士の面識を確認した。面識があった人数と各条件における S、m の値との相関係数の絶対値が 0.8 を上回ったものはなかった。なお、面識があった人数において相関係数の絶対値が最も大きかった条件は p 対面条件であった($\rho = -0.68$)。

各実験参加者の面識のあった人数と、HRV との比較において相関が見られた性格特性、ならびに面識のあった人数を表 3 に示す。

表 3 実験参加者同士の面識と性格特性

実験参加者	面識あり	誠実性	外向性	情緒不安定性	特性不安
1A	0人	3.00	3.60	3.00	1.50
1B	2人	3.00	4.60	3.20	1.45
1C	2人	4.86	6.00	5.00	1.40
2A	1人	4.29	6.20	5.20	2.05
2B	2人	4.14	3.00	5.60	2.25
2C	0人	1.71	3.00	5.80	2.80

5. 考察

5.1. 質問紙検査

質問紙検査では、状態不安と事前期待(確信性)の標準偏差が小さい結果となった。状態不安について回答の平均値は 1.58 であり、これは質問紙の選択肢によると「全くそうでない」「いくぶんそうである」の間に相当する。実験参加者は本実験に対し、全体的には不安を覚える理由が認められなかった可能性が考えられる。

また事前期待(確信性)の平均値は 5.35 であり、これは質問紙の選択肢によると「ややそう思う」「そう思う」の間に相当する。本実験において実験参加者は他の実験参加者

とコミュニケーションを交わす必要が生じなかったため、一律な回答となったと推測される。一方で事前期待(共感性)には比較的ばらつきが見られ、平均は 4.51 とやや小さい結果となった。これは、他の実験参加者としばらくの間場を共有することに対する不安が反映されていると推測される。

質問紙を設計するにあたっては、他の実験参加者に対する事前期待(共感性)に対する質問が有用であると考えられる。また、状態不安の設問についても他の実験参加者との共感性に関する不安を尋ねることが有用であると考えられる。実験参加者同士の協働が発生するようなタスクを実験に追加することも、回答のばらつきを得る上で検討の余地があると考えられるが、コンテキストを追加することで実験が複雑化することを避ける努力も必要となる。

質問紙の設計にあたっては状態不安と事前期待の質問項目の課題、HRV 計測条件を追加したデータ収集等の課題が残されたが、避難所で発生し得る場面の一部を切り出した実験によって得られた結果が、避難所で発生し得る課題の抽出に有用である可能性が示唆された。

5.2. HRV 分析

本実験では実験参加者間の結果にばらつきが大きく、確たる傾向を認めることはできなかった。

o 条件は他者に対面で再接近するため、最もストレスを感じやすい条件と予測されたが、本実験においてはそのような傾向は見られなかった。これは、o 条件がタームの最後であることから、ターム終了の安堵感が影響している可能性がある。あるいは、実験参加者間の面識や親密さが影響していることも考えられる。

5.3. 質問紙と HRV の比較

本実験では、誠実性、外向性、情緒不安定性が高いほど p 対面条件で感じるストレスが大きい傾向があると解釈できる結果となった。p 対面条件とは、F-formation を構成する成員の一員でありながらその外部にいる非成員と対面している状態であり、日常的な場面に置き換えると、外部にいる人に声をかけて迎え入れるか、無視をするかの判断が求められ、人によっては気まずさを感じるような状況である。ただし本実験においてはそのようなコンテキストはなく、単に自分の方を向いている他者が他の条件と比べて最も多く、かつ o 条件とは異なり、他の実験参加者全員が視界に入っているため感じるストレスが高くなった可能性も考えられる。しかしいずれの場合においても、誠実で、外向的で情緒不安定性が高い人がこのような状況にス

トレスを感じることはあり得ると考える。

また、特性不安が高いほど p 横並び条件で感じるストレスが大きい傾向となった。これは、F-formation の外にいる非成員が、自身の視界の外にいる状態である。しかしながら、o 条件と比較して対面している人もおらず、他者との距離も遠いため、p-space という空間自体に感じるストレスと関係がある可能性も考えられる。

本実験では、各実験参加者の集団内での面識がある人数と、HRV の間に関係を認めることはできなかった。ただし、F-formation と近い領域であるパーソナルスペース研究においては親しい人や魅力的な他者に対するパーソナルスペースは狭くなると言われていることから¹¹⁾、実験参加者同士の親密さや、外見的な魅力が結果に影響を及ぼしている可能性が残されている。

6. 結論と展望

6.1. レジリエンスデザインへの応用可能性

本実験で得られた実験結果がレジリエンスデザインに際して課題抽出のための方法として応用可能であるかを検討する。

本実験では実験参加者に対し自律神経の活動に影響を与える要因（カフェインの摂取や睡眠時間）の統制や、体力の個人差、実験中の歩行による影響、面識の有無や順序効果をはじめとするコンテキストの統制は行っていない。したがって実験規模が小さいことと併せて、結果自体の普遍性や再現性を評価するには至らないことを前提として、得られた知見を記述する。

実験によって有意な結果を得た場合、避難所運営において集団に対し介入を行うべき適切な条件やタイミングを示すことができるようになると思われる。例えば本実験の結果に基づくと、F-formation を構成する p-space 内の成員が r-space にいる人と対面した状況において、特定の性格特性の（誠実性、外向性、情緒不安定性が高い）成員はストレスを感じる傾向にあるという結果が得られたことから、F-formation に対し人が接近した場合は p-space の成員の性格特性に応じて、外部から介入することの効果が見込める。

6.2. 展望

本実験により、実験室実験の結果から災害避難所での共同作業において避難所利用者がストレスを感じる状況を個々人の性格特性と F-formation における位置関係から推測可能であることが示唆された。ただし、実験にあたっては事前期待と状態不安に対するコンテキストの設定、実験参加者間の親密さに対する統制といった課題が挙げられた。

今後は質問紙の内容と実験コンテキストの吟味に加え、実験参加者同士の親密さと自律神経の活動、心拍に影響を及ぼす要因の統制に配慮して実験設計の改良を続けると同時に、結果の応用としての F-formation に対する介入の具体的な方法についても検討する必要がある。

本研究は JSPS 科研費 JP19H04413 の助成を受けたものである。

参考文献

- 1)尾方義人, 西村英伍, 江頭優佳, 藤智亮, レジリエンスデザイン方法試論:これまでのレジリエンス研究の実績に基づいた方法論の構築に向けて, 九州大学芸術工学部(芸術工学研究), 2018, 26 巻, pp.15-18
- 2)西村英伍, 李東海, 尾方義人, 被災地におけるレジリエンスデザインに関する研究—熊本地震避難所における貼り紙の分析—, 地区防災計画学会誌, 2018, 13 号, pp.51-65
- 3)A.Kendon, Conducting interaction: Patterns of behavior in focused encounters, Cambridge: Cambridge University Press, 1990
- 4)エドワード・ホール, 日高敏隆, 佐藤信行 訳, かくれた次元, みすず書房, 1970
- 5)Pheasant, Bodyspace: anthropometry, ergonomics and design, Taylor & Francis, 1986
- 6)並川努, 谷伊織, 脇田貴文, 熊谷龍一, 中根愛, 野口裕之, BigFive 尺度短縮版の開発と信頼性と妥当性の検討, 心理学研究, 2012, 83 巻 2 号, pp.91-99
- 7)清水秀美, 今栄国晴, STATE-TRAIT ANXIETY INVENTORY の日本語版(大学生用)の作成, 教育心理学研究, 1981, 29 巻 4 号, pp.62-67
- 8)A.Parasuraman, V.A. Zeithaml, L.L. Berry, SERVQUAL: A Multiple-Item Scale for Measuring Consumer Perceptions of Service Quality, Journal of Retailing, 1988, Vol.64 No.1, pp.12-40
- 9)豊福史, 山口和彦, 萩原啓, 心電図 RR 間隔のローレンツプロットによる副交感神経活動の簡易推定法の開発, 人間工学, 2007, 43 巻 4 号, pp.185-192
- 10)石田眞二, 鹿島茂, 心拍変動を用いた車いす使用者のストレス計測に関する研究, 福祉のまちづくり研究, 2016, 18 巻 2 号, pp.1-9
- 11)R. Gifford, Projected interpersonal distance and orientation choices: Personality, sex, and social situation. Social Psychology Quarterly, 1982, Vol.45, No.3, pp.145-152.

新松原みんなの家

The House for Everyone in Shinmatsubara

田上健一¹

TANOUE Kenichi

朝廣和夫¹

ASAHIRO Kazuo

Abstract:

Huge damage occurred in the Kumamoto earthquake. After the disaster, 4,303 temporary housing units were built at 110 temporary housing complexes in 15 municipalities, and 95 "The House for Everyone" were constructed. This paper reports on the outline of "The House for Everyone in Shinmatsubara", Uto City, Kumamoto Prefecture, which was in charge of the design.

1. はじめに

2016年4月14・16日に発生した熊本地震¹⁾では、熊本県を中心に甚大な被害が発生した。全壊8,697棟、半壊34,037棟、一部損壊155,902棟、公共施設被害439棟などが確認²⁾された「建物被害中心型」の大災害であった。災害後は15市町村110ヶ所の仮設団地に4,303戸の応急仮設住宅が建設³⁾され、各仮設団地には被災者の再建活動やコミュニティ形成の促進を目的とする「みんなの家(集会所)」が95棟建設されている。本稿では、設計を担当した熊本県宇土市の「新松原みんなの家」の概要について報告する。

2. みんなの家の事業スキーム

災害救助法では、応急仮設住宅50戸以上を一つの敷地内に設置した場合、被災者の再建活動を補完する仮設団地内集会所を設置できることになっている⁴⁾。熊本地震では「規格型」「本格型」と呼称される集会所が84棟整備された。しかしながら、被災範囲が広範であったことや既存コミュニティの継承を重要視したこともあり、応急仮設住宅20戸以上が66団地に対して、20戸未満が44団地もあった。

「被災者の痛みの最小化」「創造的復興」を復旧復興の原則とする熊本県の方針に沿うかたちで、応急仮設住宅20戸未満の小規模仮設団地には、(公財)日本財団による「住宅・事業再建資金のための融資制度(わがまち基金)」の一部を活用し、自主提案型の「プッシュ型」と呼称する小規模型『みんなの家(集会所)』を整備することになった⁵⁾。

整備主体は熊本県(土木部建築住宅局建築課アートポリス・UD班)及び(一財)熊本県建築住宅センターとの共同、

連絡先：田上健一, tanoue@design.kyushu-u.ac.jp

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院環境デザイン部門
Department of Environmental Design, Faculty of Design, Kyushu University

完成後の管理及び運営は施設譲渡を受けた市町村・自治会等となった。また、設計者の選定は伊東豊雄・熊本アートポリスコミッショナーによる推薦、施工者は災害協定締結団体等からの斡旋となっている。

3. 新松原みんなの家

最大震度6強を観測した宇土市(人口37,458人)では、死者7名、全壊127棟、半壊1,664棟、一部損壊5,523棟などの被害があり、仮設団地6カ所、応急仮設住宅143戸が整備された。

新松原仮設団地はプレハブ建築協会施工による18戸の小規模仮設団地であり、「新松原みんなの家」は敷地の制約などから100mほど離れた市所有の、九州新幹線・JR鹿兒島本線・JRあまくさみすみ線・国道57号立体橋・調整池・水路などの交通インフラ等の土木構築物に囲まれた変形敷地に計画されることになった。この変形敷地が生成されたのは、元々北東-南西軸の街割・区画形成に南北軸の鉄道や道路が敷設されたためである。

2017年7月25日に、近隣住民約25名との意見交換会を宇土市仮庁舎内会議室にて行い、「気楽で自由な使い方」「料理ができること」「緑や花を楽しめること」「若い人にも使ってもらいたい」「地元の自慢になること」などの意見が出され、運営や管理方法についても議論を行った。仮設団地撤収後も「新松原みんなの家」は継続して新松原地区の公民館として使用されることも確認された。変形敷地生成の歴史的理の説明も行い、配置計画の方針も了解が得られた。

設計は、「開いた空間」とすることを主眼としながらも、周辺インフラ構築物との接触領域には2枚の壁による境界を創ることとしている。二等辺三角形平面や全体のプロポーションは、三角形の敷地条件よりも騒音や景観など周辺環境条件に依るところが大きい。最小限の室内空間からも近隣住宅地からよく見えるように最大辺を全面開口とし、通り庭との連続性を図っている。外壁・屋根材にはコンクリート構築物とは対比的な「土色」を使用し、テクスチャの混在による景観の土着化を意図した。

架構は105mm×330mmの登梁、最大辺両端の桔木のはねだしにより、桔木接合金物の若干の複雑さを除けば単純かつ合理的な計画とした。木材は全て熊本県産杉流通材を使用し、外装吹付材を除くほぼ全てを乾式工法で構成している。災害後は材料・職人確保が困難を極める中、可能な限り手間の省力化を試みる所以であった。

緑地は、「被災された地域の方々が適度に植栽・管理

に関わること」、「季節を通じて美しい緑と花に触れること」「建築形態を活かした植栽配置」を基本的な考え方とした。三角形平面の各頂点が視対象となるため冬に花を咲かせるサザンカ、2月頃に花を咲かせるマンサク、夏に赤い花を咲かせるサルスベリをそれぞれ配置し、その間に宇土市のシンボル花であり6~7月にかけて花を咲かせるアジサイを配植している。

縁側からは、その季節にはアジサイのパノラマが楽しめ、サザンカ・マンサク・サルスベリは、冬と夏の点景となる。アジサイの下には、シャガ・キボウシ・ヤブラン・ツツブキなど、手のかからない在来多年草を配色している。

4. おわりに

2018年4月22日の完成式では、多くの住民に加え建築造園施工者、自治体職員、KASEI⁹⁾による学生ボランティア、全国女性造園技術者の会メンバーなど多くの関係者・ボランティアが集まり、植栽の植え込み作業を行い、その後大いに語り合った。環境の創造を通じた地域の求心性や協働性が確認できた時間でもあった。「暗い被災地の住宅地の片隅に明かりが灯り、希望の灯火にも見える」という意見も聞かれ、小さな空間ながらも有機的に馴染んでいくことが期待される。社会福祉協議会による体操教室やお茶会、地区の会合や子ども会のイベントにも使われ始め、今後はさらにこの地域の復興が進むことを願っている。

謝辞

本計画にご支援頂いた、熊本県土木部建築住宅局建築課、熊本県建築住宅センター、(株)ロジック、(有)アースグリーン、KASEI、全国女性造園技術者の会、九州大学田上研究室・朝廣研究室など、すべての関係の皆様へ心より感謝致します。

注

- 1) 熊本地震は、2016年4月14日降に熊本県と大分県で連続して発生した。気象庁震度階級の最大震度7を観測する地震が4月14日夜と4月16日未明に発生したほか、震度6強が2回、震度6弱が3回発生した。日本国内の震度7観測事例としては4例目(九州地方初)と5例目に当たり、気象庁震度階級制定以降初めて震度7が2回連続して観測された。また、一連の地震回数(M3.5以上)は内陸型地震としては1995年以降で最多であった。
- 2) 平成28年(2016年)熊本地震に係る被害状況等について(2016年4月~)、熊本県災害対策本部
- 3) 平成28年熊本地震応急仮設住宅記録誌「熊本地震仮設住宅はじめて物語」、一般財団法人熊本県建築住宅センター、平成31年3月
- 4) 災害救助法第2条二のハ
- 5) 応急仮設住宅における「みんなの家」の整備について、熊本県土木部建築課、http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_16340.html
- 6) KASEI(九州建築学生仮設住宅環境向上プロジェクト)とは、熊本地震後に応急仮設住宅の環境向上を目的として設立された、九州地区の建築計画・建築意匠系研究室によるボランティア団体である。



写真-1 北東方向から

全面開口側に広縁を設け住宅地への拡がり・親密性を意識するとともに、植栽との相互利用を意図している。



写真-2 東側から

各三角形の頂点部分に四季の変化を意図して、サザンカ・マンサク・サルスベリを配した。



写真-3 南側から
新松原みんなの家は、応急仮設住宅から約100mの位置にある。



写真-4 室内から1

内壁はシナ合板 (t9) 突付テーパークット+オスモクリアー仕上。



写真 -5 室内から2
玄関から通り庭と近隣住宅地をみる。



写真-6 夜景
柔らかな光が被災地を照らす。

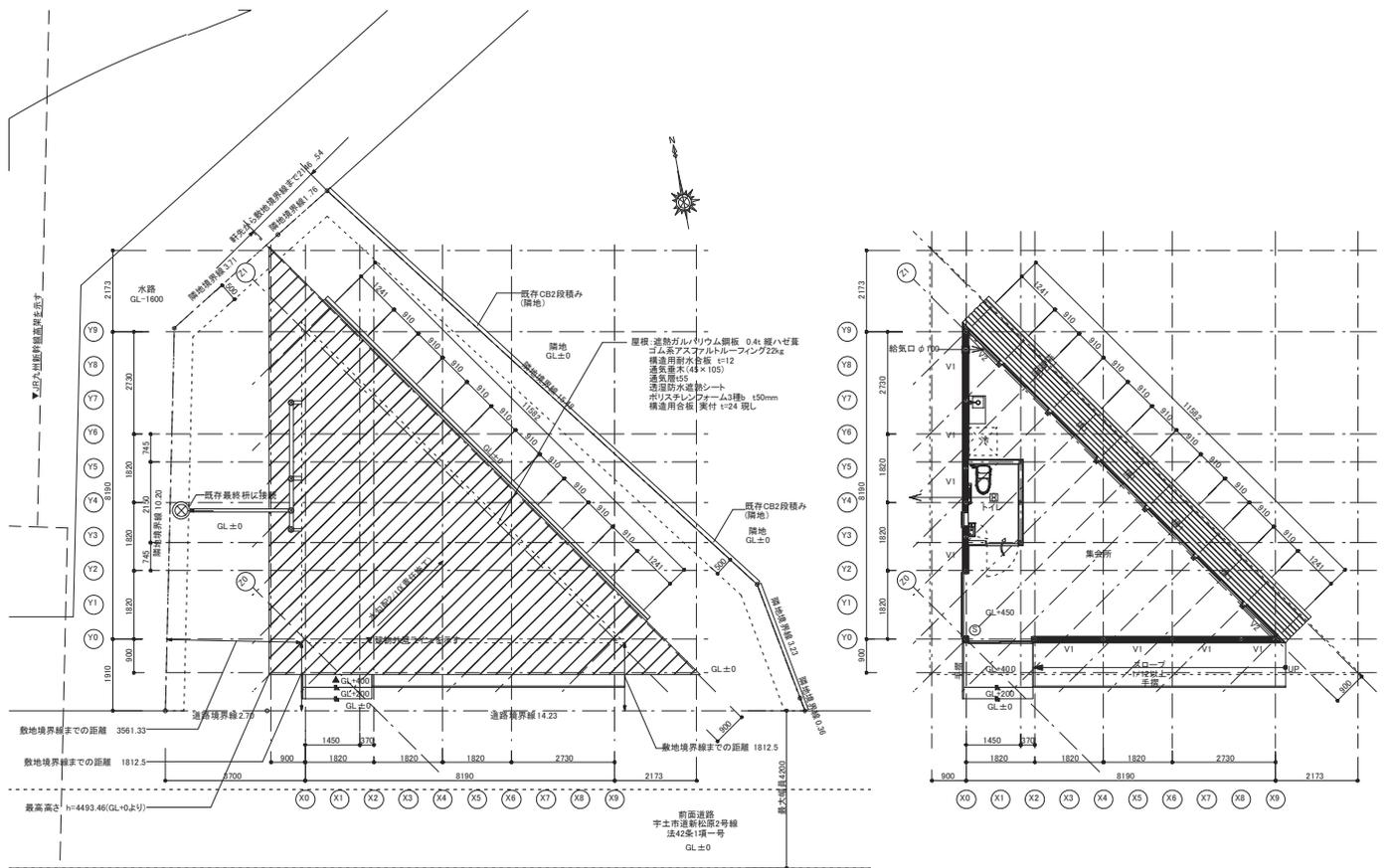


図-1 配置図・平面図 (SCALE 1/ 20)

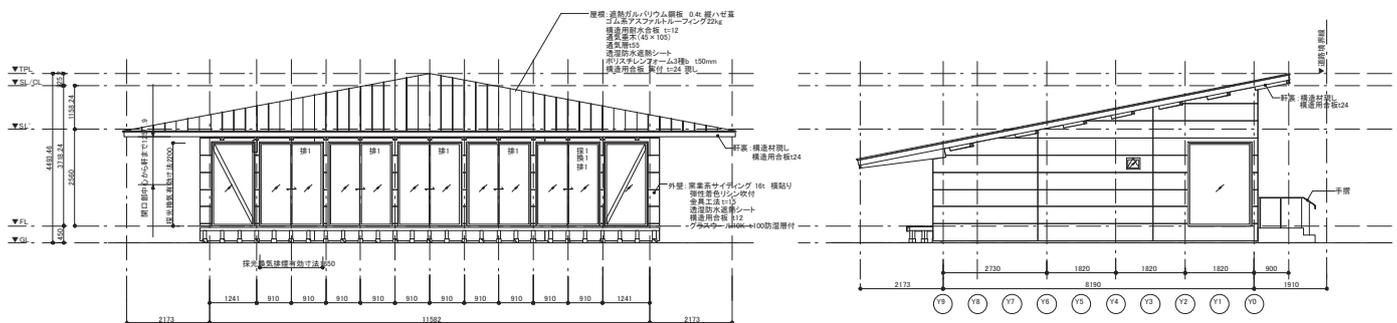


図-2 立面図 (SCALE 1/ 20)



写真-7 意見交換会



写真-8 住民による植栽作業

建築データ

所在地／熊本県宇土市新松原佐野免 193-2.193-5.93-6
主要用途／集会所

設計

建築設計／田上健一
外構設計／朝廣和夫
構造設計／黒岩裕樹 (黒岩構造設計事務所)
設計協力／岡田祐介 (OYA)

施工

設計監理／田上健一 + 田上一級建築士事務所 (田上弘)
施工管理／(株)ロジック (岡元誠)
造園／アースグリーン (山口靖久)

構造・構法

主体構造／木造平屋

建築規模

最高高さ／4,493 mm
建築面積／33.54 m²
延床面積／33.54 m²

工程

設計期間／2017年4月～2017年5月
工事期間／2017年2月～2018年4月

外部仕上

共通

屋根／遮熱ガルバリウム鋼板 0.4t ニクスカラー SGL RRO25S
(日鉄住金鋼板)
外壁／サイディング t16 + 薄付仕上塗材シボカケン DORPO24
(エスケー化研)

内部仕上

共通

床／杉板 t12 mm (構造用合板 t24 下地)
壁／シナ合板 t9 の上オスモカラーエクストラクリア
天井／構造用合板表し
建築金物／KAWAJUN

設備

給水／直結給水方式
空調／空冷ヒートポンプ方式
照明／パナソニック電工 換気扇／パナソニック電工
便器／ウォシュレットトイレ (LIXIL/INAX)
シンク／SANWA COMPANY バーノ 750

意見交換会 (ワークショップ)・完成式協力

磯上千尋、田中晴耕、野添修斗、河合恵美、福田健、山中雄登、有馬駿、
中原有理、遠藤智樹、宮嵩慧、木山響心、伊藤高基、河原ゆい、近藤まいこ、
鹿島悠平、David Schneider

写真

大森今日子、写真 7.8 は田上健一

天の逆手

古事記の国譲りに現われた手拍ちの検討

Ama no Sakate: the Heavenly Reverse Clapping

Discussion of the Hand Clapping Described in the Abdication of the Deity in the Kojiki

矢向正人¹

YAKO Masato

Abstract

The first hand clapping that appeared in ancient Japanese literature is “Ama no Sakate” (the heavenly reverse clapping) that was described in the abdication of the deity in the Kojiki. “Ama no Sakate” was clapped when the god Kotoshironushi, having advised his father, Ōkuninushi, to cede the land to the Heavenly Grandchild, stamped his feet and overturned the boat, transformed it into a green twig fence, and concealed himself, which means that he left this world. However, there are many different interpretations about “Ama no Sakate,” as to how to put his hands and clap at which position of the body, as well as how much resistance and cursing feelings there are in the reverse clapping. What Kotoshironushi intended with the reverse clapping also relates to the interpretation of the process and legitimacy in the abdication of the deity in the Kojiki, so it has been mentioned in books of various genres such as national literature, folklore, and historical archeology. The purpose of this paper is to outline how “Ama no Sakate” has been mentioned in various commentaries and research books on the Kojiki from the Kamakura period to the present, and add consideration to it.

1.はじめに

手を拍つ行為は、古代の日本では拝礼作法の一つであった*1。『魏志倭人伝』は、3世紀の倭人の習俗を記述しているが、「其會同坐起、父子男女無別、人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以當跪拜*2、（その会同・坐起には、父子男女別なし。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に當つ。）*3」（石原 1951: 48）とあり、拍手する習慣があったことがわかる。集会や居住の坐位には、父子男女の区別はなく、人々は生来酒が好きであった。倭人が支配身分の人に尊敬を示す作法は、ただ「手を拍つ」ことであり、漢人の跪いての拝礼と同等の敬意を示しているという内容である。簡単な記述なので、この身振りを現在の拍手と同じ拍ち方とみなすことはできないが、拝礼の作法として手を拍つ習慣があったことが読み取れる。

『古事記』に手を拍つという記述が最初に現われるのは「国譲り」で、天照大神から葦原中国の国譲りを受けるように言い伝えられた大国主神が、息子の事代主神に返答を求めたところ、承知して天の逆手を拍ったとある。

問其大國主神言、天照大御神、高木神之命以、問使之。汝之宇志波祢流。葦原中國者、我御子之所知國、言依賜。故、汝心奈何。爾答白之、僕者不得白。我子八重言代主神、是可白。然爲鳥遊取魚而、往御大之前、未還來。故爾遣天鳥船神、徵 - 來八重事代主神而、問賜之時、語其父大神言、恐之。此國者、立 - 奉天神之御子。即蹈 - 傾其船而、天逆手矣、於青柴垣打成而隱也。
（其の大國主神に問ひて言りたまひしく、「天照大御神、

連絡先：矢向正人, yako@design.kyushu-u.ac.jp

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門
Department of Communication Design Science, Faculty of Design,
Kyushu University

高木神の命以ちて、問ひに使はせり。汝が宇志波祁流葦原中國は、我が御子の知らず國ぞと言依さし賜ひき。故、汝が心は奈何に。」とのりたまひき。爾に答へ白ししく、「僕は得白さじ。我が子、八重言代主神、是れ白すべし。然るに鳥の遊爲、魚取りに、御大の前に往きて、未だ還り來ず。」とまをしき。故爾に天鳥船神を遣はして、八重事代主神を徴し來て、問ひ賜ひし時に、其の父の大神に語りて言ひしく、「恐し。此の國は、天つ神の御子に立奉らむ。」といひて、即ち其の船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して、隠りき。(倉野 1958:120-121) (→テキストAとする*4)

「天の逆手」は、日本の文献に現われる最初の手^{てう}打ちである。しかし、それは多くの問題を提示している。国津神である事代主神が、天津神の御子にこの国の支配権を委譲し、自分は支配者としては引退という物語であるということには誰も異論がない。しかし、事代主神が天の逆手を拍つのは、姿を隠してしまうときである。

『古事記』はあくまで神話であるが、国譲りの談判で、事代主神が姿を隠すときに、どのような意味を込めて天の逆手が拍たれたのかは、国の支配権の譲渡における解釈にも関わる。天の逆手は、手を叩くという単純な行為ではあるが、そこに抵抗の意味が込められているとも考えられ、国譲りの経緯や古代史の認識にも関わってくることを踏まえる必要がある。天の逆手については、国文学、民俗学、歴史学などの多くの書物で言及されているが、本稿は、天の逆手が、現在に至るまでの古事記注釈書においてどう認識されてきたのかをたどり、考察を加えることを目的とする。

拍手研究の観点からすると、抵抗の意味をもつ拍手というのは、喜びや称賛の表現としての拍手が多数であるなかでの例外的なあり方である。筆者は、西洋と中国古代の文献に見られる拍手の研究で、怒り、嘲り、悲しみなど否定的な感情反応とともに拍たれる拍手が存在することを示した(矢向 2016:39、秦・矢向 2017)。天の逆手が、喜びや称賛ではなく、怒りや嘲りを表現する拍手であるとすれば、日本において、否定的な感情反応としての拍手が、文献に最初に現われた例であることになる。以上を背景に、本稿では、天の逆手に言及した主要な文献を可能な限り検討した*5。まず、第2章で、天の逆手の関連テキストを呈示した後、第3章で、古事記の他に天の逆手が現われる伊勢物語の逆手についての解釈、第

4章で、国学者による古事記の天の逆手の解釈、第5章で、明治以後の古事記注釈に見られる天の逆手の解釈を検討する。第6章と第7章はそれを踏まえた考察である。

2. 逆手の関連テキスト

2.1. 天の逆手の関連テキスト

国譲りの経緯は、『古事記』のみならず『日本書紀』にも記されているが、同じ場面に「天の逆手」の字句は使われていない。『日本書紀』卷第二神代下には、次のようにある。

時事代主神、謂使者曰、今天神有此借問之勅。我父宜當奉避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬、踏船柁、而避之。(時に事代主神、使者に謂りて曰はく、「今天神、此の借問ひたまふ勅有り。我が父、避り奉るべし。吾亦、違ひまつらじ」といふ。因りて海中に、八重蒼柴籬を造りて、船柁を踏みて避りぬ。) (坂本他 1967:139) (→テキストBとする)

事代主神は父に、「今、天神の言われるように父は去るのが良いでしょう。私も逆らいません」と答え、海中に八重蒼柴籬を造り、船の舳先を踏んで、葦原中国を避けたと記されている。

次に、平安時代初期に記紀を折衷して作られた『先代旧事本紀』の同じ場面に、天の逆手の字句が見られる。

我父宜當奉避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬踏船柁而天^て之逆手打而。青柴垣打成隱(鎌田 1980:52-53) (…海中に因り、八重蒼柴籬を造りて、船柁を踏み、天の逆手を拍て、青柴垣を打ち成して、隠りき。*6) (→テキストCとする)

文の前半は『日本書紀』と同一の内容であるが、後半に、天の逆手を拍ったと記されている。

他方、8世紀以後に出雲国造が奏上した『出雲国造神賀詞』には、次のような国譲りの場面があるが、「天の逆手」の字句は見られない。

己命兒天夷鳥命爾、布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八嶋國現事・顯事令事避支。(己命の兒天の夷鳥の命にふつぬしの命を副へて、天降し遣はして、荒ぶる神等を撥ひ平け、國作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島國の

現つ事・顯し事^{ことよ}避さしめき。) (倉野 1958: 454-455)
(→テキストDとする)

この他、『日本書紀』の神や天皇に作歌した『日本紀竟宴和歌』には、藤原佐高が事代主神の故事に青柴垣を詠み込んだ延喜六年(906年)の歌が収められているが、「天の逆手」の字句は見られない。

須女美萬仁 夜志未乎佐利豆 奈美能宇倍乃 阿遠布
事加幾邇 多比為須留可那 (すめみまにやしさをさり
てなみのうへのあおふしかきにたびみするかな) (山田
1939-1940: 11) (→テキストEとする)

他方、「天の逆手」は国譲りと異なる文脈に現われる。平安時代初期に成立した『伊勢物語』九十六段には、居所がわからなくなった女に男が呪いをかけるときに「天の逆手」が拍たれたとある。

さればこの女、かえでの初紅葉をひろはせて、歌をよみて、書きつけてをこせたり。秋かけていひしながらもあらなくに木の葉ふりしくえにこそありけれと書きをきて、「かしこより人をこせば、これをやれ」とていぬ。さて、やがて後、つみにけふまで知らず。よくてやあらむ、あしくてやあらん。いにし所も知らず。かのおとこは、天の逆手をうちてなむのろひ居るなる。むくつけきこと。人ののろひごとは、負ふ物にやあらむ、負はぬ物にやあらん。「今こそは見め」とぞいふなる。(阪倉他 1957: 169) (→テキストFとする)

後半を現代語に訳すと、「ついに今日まで女の話はわからない。幸せになったのか、不幸になったのか。どこへ去ったかもわからない。かの男は、「天の逆手」を拍って、女に呪いをかけているという。不気味である。人の呪いごとは、降りかかるものか。降りかからぬものか。男は「今こそ思い知るだろう」と言っているということだ」となる。『伊勢物語』に現われた「天の逆手」は、『古事記』のそれとともに、多くの注釈がなされている。以上のテキストAからテキストFまでの六つのテキストを、天の逆手の基本テキストとする。

2.2. 後手に関するテキスト

天の逆手の検討のために欠かせない手拍ちが、「後手

の手拍ちである。『古事記』及び『日本書紀』には、後手で手を拍つ場面の記述があり、逆手と比較されることがある。『古事記』の「山幸彦と海幸彦」では、海神が火袁理命に、「鉤を後手に返したまえ」と助言している。

以此鉤給其兄時、言状者、此鉤者、淤煩鉤、須須鉤、貧鉤、宇流鉤、云而、於後手賜。(此の鉤を、其の兄に給はむ時に、言りたまはむ状は、「此の鉤は、淤煩鉤、須須鉤、貧鉤、宇流鉤。」と云ひて、後手^{しりへて}に賜へ。) (倉野 1958:140-141) (→テキストGとする)

また、『日本書紀』における同じ場面では、海神は彦火々出見尊(火遠理命)に、「後手で投げ捨てて与えよ」と述べている。

以此鉤與汝兄時、則稱貧鉤、滅鉤、落薄鉤。言訖、以後手投棄與之。勿以向授。(此の鉤を以て汝の兄に與へたまはむ時に、則ち貧鉤、滅鉤、落薄鉤と稱へ。言ひ訖りて、後手に投棄てて與へたまへ。向ひてな授けましそ。) (坂本他 1967:174-175) (→テキストHとする)

*7

この他、鎌倉時代末期に卜部兼方が著した『釈日本紀』巻八には次のようにある。

後手。私記曰。問。後手有意哉。答。師説。今世厭物之時、必以後手也 (黒板 1932: 122) (→テキストIとする) *8。

後手を拍つとは記していないが、文中の「厭」は、「まじない」すなわち呪術を表わしている。

他方、後手拍手については、平安時代の儀式において条文化されている。後出の本居宣長等もそれに言及しているので、ここで補足しておこう。

まず、律令の施行細則を記した『延喜式』に、拍手に関する規則があり、後手拍手について記されている。巻二神祇二における四時祭下より四十三条の鎮魂^{おほわたまふりのまつり}祭には、「先吹笛一曲。即調御琴。歌者始奏。神部於堂上催拍手。御巫及媼女等依例舞。＜中略＞喚宮内省。令賜酒食。行酒三坏以後。拍後手退出」(虎尾 1991: 68)と記されている。鎮魂祭は、11月の新嘗祭の前日に執り行なわれる祭祀である。まず、奏楽を愛でる拍手があり、後

半には、後手で手を拍って退出するとある。楽しみを残して退出するという意味である。後手で手を拍つことにより感謝の意を表している。

次に、伊勢神宮の儀式を記した『皇太神宮儀式帳』の二月例には、「使并官司直會給、手二段拍、物給畢弓、後手一段打弓、罷出御厨仁」（胡麻鶴・西島 1979：142）とあるが、これは、使や官司が直会を賜うときに手を二段拍ち、賜ひ了って後手を一段拍つという意味である*9。また、同書の六月例には、「次諸内人、物忌父等、人別次々舞畢、即後手拍一段罷出」（胡麻鶴・西島 1979：158）とも記されている。

2.3. 和歌に詠まれた天の逆手

『伊勢物語』に記される天の逆手は、12世紀と13世紀の和歌に詠まれている。藤原俊成（1114-1204）は、12世紀の『長秋詠藻〔1178〕上』において、「いかにせんあまのさかてをうちかへしうらみても猶あかずもあるかな」（久松他 1964：268）と詠んでいる。また、中山兼宗（1163-1242）は、1193年の『六百番歌合』における「寄海人戀」において、伊勢物語の天の逆手をもとに「わが恋はあまのさかてを打かへし思ひときてや世をも恨みん」と詠み、「右申云、海士のさかて有異説等事なり。尚ひとへに海士にさだめ詠める、如何」と右の方人から難陳される。そのときの藤原俊成による判詞には、「判云、左、海士のさかてことに庶幾すべき事にはあらねど、海士に詠めらんに置きては何難かあらんや。近来人々出異説云々。無其理か。愚老こそ往昔に詠みて侍りしか。それを難ずる由に侍るべし。伊勢物語の外證據なかるべし。但歌合の時、あまのさかてよろしくも聞えざるべし」（峯岸 1936：384）とある。俊成は、天の逆手の解釈は複数あるが、それを呪詛とする根拠は、『伊勢物語』のみであるとし、俊成自身もかつてはそれを詠んだが、歌合せでは使うべきではないと述べている。この判詞から、さかてを拍つ習慣は、当時なかったことがわかる。なお、俊成が、あまを「海士」としているのは、海人がさかさまになって海底に入るときに苦しいことにたとえて、業平も「天の逆手」を拍つように苦しいのであるとする解釈であり、後述するが、「海人説」としておく。以上の歌は、二例とも怨恋のうたとして詠まれているが、『伊勢物語』の逆手のように呪詛までは表現していない。

その後、藤原定家（1162-1241）の『拾遺愚草』（1216）に、「怨恋」の歌として、「をのれのみあまのさかてをう

つたへにふりしくこのはあとたにもなし」（赤羽 1973-1974：42）という歌が見られる。上の句に怨恋が詠まれているとしても、句全体では怨みの表現はずっと弱められている。

3. 伊勢物語注釈にみられる天の逆手の解釈

『伊勢物語』に現われた「天の逆手」は、鎌倉時代から江戸時代に至るまでの数多くの伊勢物語注釈書において論じられている。本章では、それらを検討する。

鎌倉時代の注釈書である『和歌知頭集』には、「あまのさかてとは、あさ、てをぬらし、あさ日にむかひて手をたゝきて人をのろふなり。あまとは、そらにむかひて手をたゝけはいふなり。むかへとりたるせうとを、かくつらくおもふなる。まことにかくのろふ事はなけれとも、せちになけきみたるこゝろを、かくかきたる也。むくつけきとは、とくとくしくおそろしき心也」（片桐 2005-2：80）とある*10*11。天の逆手とは、朝、太陽に向って、濡れた手を叩き、人を呪詛することであるとされている。具体的な記述ではあるが、その典拠は示されていない。また、手を拍って、実際に呪っているのではなく、辛さでひたすら嘆くことを、呪うと表現したと述べられている。逆手は辛さを表現する所作と解釈される。なお、「むくつけき」は呪詛として天の逆手が拍たれるときの伊勢物語作者の印象を述べたものであるが、この語句の解釈は、注釈ごとに若干の違いがある*12。

『和歌知頭集』と同系統の注釈とされる『伊勢物語知頭集（鉄心齋文庫蔵）』には、「あまのさかてとは、人をのろふには、あさ日のいつるとき、日にむかひて、てをぬらし、あな〔そら〕にむかひて、ぬれたるてをたゝきて、いきをさかつきて、のろふなり。てをさかさまに、そらへさしあけて、たゝきのろへは、あまのさかてとは、いふなり。＜中略＞ては、みにうるはしくひきそふるときは、したへこそなるものにてあるを、あなへさしあぐれば、さかさまになるなり」（片桐他 2005-2：170）とある*13。濡れた手で呪いをかけるが、さらに、息を「さか」つく、すなわち、息を荒立てると述べられている。手の位置について言及があり、整然と身に引き寄せて拍つときには、下に向けて拍つが、天の逆手は上に向けて拍つとされている。

同じく鎌倉時代の注釈書である『彰考館文庫本伊勢物語』も、逆手を、下に向けて拍つ手と解釈している（片桐 1969：417）。同書には、天の逆手とは、手を空に上げ

て拍ち呪う他に、「海人の、手うしろへなして海のおもてをうちて、うれへある事を海神に申をもいふ也」（片桐 1969: 417）とある。「あま」を「海人」の意味とする海人説が呈示されている。加えて、『六百番歌合』における歌合わせも引用され、海人説が補強されている。さらに、逆手とは掌を拍ち合わせるのではなく、手で海面を打つとある。「手うしろへなし」は、『日本書紀』のテキストHにもとづくと考えられる。

次に、鎌倉時代後期の『冷泉家流伊勢物語抄』には、「あまのさかてをうちてのろふとは、是に二義有。一には、海人は海中より出ては手をかへしてその手のこうをもて塩をたゝく也。是、りう神にうつたうる也。是はかならずのろひ奉るには非ず。唯、ねたき事をいはんが為也。二には、陰陽家に天逆手といふ事有。此は陰陽道の呪詛の法也。是は左右の手の面に楊枝にて月日をさかさまに書て、さかさまにかへして天に向て招てのろふ事有。又、海士のさかてとは、海の底に久しく有てあがりぬれば、気江（原文）は、塩をものみ、いきもつまる程にうきあがりて浪をたゝきて、ちからとして塩をふき出す也。それを見れば、くるしき程に、さやうにくるしとてねたがる事にいふとも。むくつけき心とは、ふてきなる心なり」（片桐 1969: 383-384）とある。呪詛と恨事とが峻別され、逆手は呪詛でなく苦痛ひいては恨事的心情と解釈されている。さらに、天の逆手を陰陽道における呪詛とする解釈も呈示されている。「ふてき」とは、あとのことを思い悩まないことを意味する*14。

同じく「冷泉家流注釈」とされる『増纂伊勢物語抄』には、「天逆手と云事、陰陽道の呪詛の法にあり。是は、左右の手の面に月日をかきて、手を逆にかへして、天に向ひて扣のろふ事あり。又、海にて海士のさかてうつと云事あり。其には非ず。其は、手のこうを以て塩を扣くなり。是は、必のろひ奉らんとするには非ず。たゝねたき事をはいはんかためなり。むくつけなき事とは、しふときを云也」（片桐他 2005-1: 141）とある。『冷泉家流伊勢物語抄』と同様に、天の逆手を陰陽道における呪詛*15、もしくは恨事的心情としている。手の甲で海面を叩く仕草は、後者であるとされている。

次に、室町時代の『伊勢物語奥秘書』には、「あまのさか手をうちてとは、かつき海士など、浪の底に久しく沈で、浮みあがる時は、手を以て波を打て、大いきをつぐ也。其息のあらしき事、笛を吹やうにひゞく也。其如くに、大息つぎて、人をのろふを云へり。一説、人を呪詛する

に、家の棟に上て、手に月日の字をさかさまに書て、器のうらを敲て、のろをゝ云なり。一義、古注に云、あまのさか手とは、『陰陽の記』云、糸の木を削て、月日と云文字を、さかさまに書て、云はんと思う程の事をいひてのろう、手のうしろを合て唵逆天神と唱て、三度おどるべし。是は、日の出る時と、月の出る時、天に向てなすなり。是皆、呪詛の秘術なり。天に向てすれば、あまと云字を、手のうしろに合てうつゆへに、あまのさか手とは云へりと云々。＜中略＞むくつけきとは、うるさきを云なり」（片桐他 2005-1: 251）とある*16。天の逆手は波を打つときに息を荒げる音であり、笛を吹くような響きであると具体的な音が記述されている。

時代は下るが、『伊勢物語七箇秘伝』（1784）には、「あまのさか手をうつ事、是は人を呪詛する事をいへり。手をうしろ手にして陽陰と、かしは手をうちて、まちまちといひ唱ることをいふ也。人をのろふ時にいふ文也」（片桐 1969: 500）とある*17。天の逆手は、呪詛における唱え言葉に付随する仕草であると解釈されている。

一条兼良の『伊勢物語愚見抄』（1474）は、それ以前の伊勢物語注釈における注釈姿勢に批判を加えた注釈書として知られるが、まず、「あまのさかてうつとは人を呪詛する事をいふ」とあり、『日本書紀』のテキストHが引用されている。そして、「かゝる事のをこりよりはしまりて、人をのろふとは手をうしろへやりてたゝく事ありとかや それをあまのさかてうつとはいふなり」と述べられる。逆手と後手は、ともに呪詛の手拍ちであり、同じ拍ち方であると認識されている。続いて、定家の『拾遺愚草』の歌が引用され、「むくつけきは、蠢の字をかく。むくむくしきなといふは、おそろしき事をいふ也」（片桐他 2008: 66-67）とある。

少し後の『伊勢物語肖聞抄』（1477）は、『伊勢物語愚見抄』が『日本書紀』のテキストHを引用していることを評価しているが*18、「当流の心は、あまのかつきする時はさかさまに入とて、手にて浪をうちて入るなり。そのことわさくるしき物なるを、我おもひによそへてうらむる儀也。詞にいたして切にうらむるを、のろうと書なせり」（片桐他 2008: 159）と述べている。逆手を呪詛ではなく恨事的心情とする解釈は、鎌倉時代の注釈書にもみられるが、『伊勢物語肖聞抄』は、言葉を発して恨むことが呪詛であると、両者の関係を認識している*19。さらに、「是、作物語の作法也。此物語は、いかにも幽玄によみなすへき事とそ。しかれば、さしむきていへる

事をも、やはらかにいふへき事なるへし。其上、業平ヲノロイナトスヘキ人々非ス。フカク恨ムル心也」とある。『伊勢物語』では表現に深みを持たせるために、「恨む」とせず「呪う」と表現したのであると説明されている。

細川幽齋の『伊勢物語闕疑抄』には、それまでの注釈がいくつか引用され、「のろふといふ事はおもしろけれども、海人のさかてうつかたは、いきほひきつめて物する方に可然歟（しかるべきか）」（片桐 1969: 838）とある。逆手は息苦しい所作であり、呪いと同様に物珍しい現象であると述べられている。さらに「此物語は、狂言、又いやしき事などをも書入れたれども、詞花言葉を翫といへれば、打のべてよみて、底に心を付べからず。但、人の所好に従ふべきか」（片桐 1969: 838）とある。『伊勢物語』にみられる天の逆手や呪いなどの言葉は、人間の深い心情を表現したものではないと述べられている*20。

江戸時代前期の『伊勢物語嬰児抄』は、『伊勢物語闕疑抄』の影響があるとされるが、諸説を引用するなかに、「業平の人をのろひなどしたまふ事はあるべからず、たゞ女をおどしたらば、又かへる事もやと、はかりごとなるべし」（片桐他 2002: 219）と述べられている。天の逆手を、呪術ではなく、業平の冷静な詭計であるとする解釈が呈示されている（片桐 2002: 219-220）*21。

『伊勢物語懐中抄』（1604）は、古典の素養がない人物による文献であると解題されているが、独自の解釈を呈示しており、「あまのさかてというに大事あり。伊勢のうみへは、男はいらず、女よりほかはかづきへいらぬ也。ちいろ（千尋）のそこへいらんとする時、女の心、ちいろの海を見て、入べき心もなくなる。然る間、両の手をはたにうちあはせて、其いきほいに海へはね入也。是も二つ一つのなんぎの時、手をうつ也」（片桐 1999: 360）とある。「はた」は近世にみられる手拍ちの記述であるが、ここでは決意の手拍ちと考えられる。江戸時代前期と解題にある『伊勢物語抄諸注集成』にも、「海土の手を拍て波に入如く業平も手をはたと打て恨嗔。」（片桐 2002: 345）とある。この例の「はた」は気づきの表現であり、思いついたように恨み憤るのである。

4. 国学者による天の逆手の解釈

4.1. 契沖

江戸時代になってからも伊勢物語注釈は多い。国学の先駆をなした契沖(1640-1701)は、『勢語臆断』（1692頃）で、それまでの逆手解釈を批判する（契沖 1974:

181-182）。契沖によれば、『伊勢物語』の天の逆手は、海人の術と考えられ、俊成などの歌でも恨む心として詠まれている。しかし、契沖によれば、あまが海人と読まれるのは、『伊勢物語』ばかりが知られたためである。さらに、契沖は、『日本書紀』のテキストHと『釈日本紀』のテキストIの後手も、逆手とは異なると述べている。そして、『伊勢物語愚見抄』をはじめとするそれまでの逆手解釈には、『伊勢物語』のテキストFと『日本書紀』のテキストHがしばしば引用されるが、『古事記』のテキストAと『先代旧事本紀』のテキストCがないがしろにされているとして批判し、『古事記』と『先代旧事本紀』の記述を尊重する姿勢を示している*22。

さらに、逆手における呪詛の有無について、「神事には手を拍事あり。世間にも、拍掌笑などいひて、歡-喜の相なるを、さかさまにうつは、常にたがへば凶なることわり也。事代主のみづからさかてを打たまふは、のろふ心にはあらねど、此世をさらんとて打たまへば、吉-事にあらず。しかれば人のためにさか手をうたば、のろふになりぬべきこと知ぬべし」（契沖 1974: 182）と述べている。契沖は、逆手がもともと呪詛の意味を持たなくても、事代主神が拍った逆手には明らかに呪詛の意味があるので、妄に人に向けて逆手を拍ってはならないとしている。契沖は、こうして天の逆手の字義解釈と古事記の文脈における用法を区別することが必要であるとしている。また、「むくつけきは、俗にむごきといふ詞也。むくつけきことは逆手也。人のゝろひことはのろふことはをいふ也。恨の切なるをかく狂-言をまじへてはかけるなるへし」（契沖 1974: 182）と述べている。逆手は「むごき」こと、すなわち、思いやりがない冷酷な行為であるとされている。

4.2. 荷田春満

荷田春満(1669-1736)は、『伊勢物語童子問』で、童子の問を設けこれに答えたものとして、「古事記に事代主神の天逆手を打給ふ事は呪詛の事にはあらず。此物語にては呪詛の事といふ説を用ゆへし。業平の呪詛せる事あらんや。此物語には、世にあらゆることを取あつめて、昔男昔女と名も頭はさすして書たるものを、しらすして業平と決する妄説より、段によりては業平にあらざる事の証明となること有をもいひまきはして、業平にする説かたはらいなき事也」（荷田 2003-2: 228）と述べている。古事記を重視する姿勢から、『伊勢物語』において

は呪詛説をとるが、『古事記』では呪詛や恨事の意味は持たないとしており、『古事記』と『伊勢物語』における解釈を区別する。『古事記筋記』（1730）では、事代主神の逆手について、「この義不一決なり」（荷田 1931: 203-204）としながらも、「海人の逆手を打つて海へ入る如くに、事代主神も逆手を打つて青柴垣の中へ入り給ふと云ふ義なり。打ちなしてと云ふは「ナス」は如くと云ふ心なり。海人の逆手を打ちて海へ入るが如くに、海へ入り給ふと云ふ義なり」と述べ、海人説を支持する。さらに、「一説には惣べて手を打つと云ふは悦のときに手を打つなり。今日にてもさの如し。故に海へ入り給ふを悲しとも、是非なき事とも不思召。却て海へ入り給ふを悦ぶ故、海人の海へ逆手に入る如くに、手を打て海へ入り給ふと云ふ義なりと云ふ説あり*23」（荷田 1931: 203-204）と述べ、天の逆手は通常の手拍ちと同じように悦びの仕草であるとし、他説への言及のかたちではあるが、悦んで海へ入ると同じ心情で拍たれたとする解釈を呈示している。しかし、春満はそれを明言するのではなく、「畢竟海へ入り給ふと云ふ事を云はん爲に、かく被傳たり」と述べ、あくまで海人説の解釈の一つにこの説明が可能であるとする立場をとっている。

4.3. 五井蘭州

五井蘭州（1697-1762）は、『勢語通』で、「契沖よくも考へ出したり。余契沖の説によりて、通じていはず、大己貴のさか手を打給ふは、国をたてまつり給ふて、念の残らぬをしめすならん。今も人に物をわたして、ふたゝび異義に及ばず、おもひきりたる時に、手を打なり。これ其遺風なるべし。こゝも男をいつはり欺きたる女なれば、男のいかりうらみて、おもひきりて、手を打なり。さて心にのろひ居るなり。さか手を打は、のろふためにはあらざるべし。契沖の説も、この所はいさゝかたがへり」（片桐 2011:251）と述べる。物などへの執着を断ち切るときに手を拍つ習慣は日本には見られないが、商談成立の際のいわゆる「手拍ち」のことを言おうとしたと考えることができる。さらに、「逆の字は、必しもさかさまといふ義にはあるまじ。字をかり用たるまでなり。もしくは、大己貴の御ことゆへ、貴みて賢手といへる歟。賢の字の心なり」（片桐 2011:251）と述べている。逆手を「賢手」と解釈すれば、呪詛説は明確に否定されることになる。蘭州の解釈は、逆手をもとに、手拍ちの一般的なあり方を考えている点でも特質すべきものである。

しかし、「賢手説」は、蘭州以後には見出されていない。

4.4. 賀茂真淵

賀茂真淵（1697-1769）は、『勢語諸註参解』で、契沖を引用し「神事にもやひら手とて拍掌することのあるに、是は常にたかひて逆手をうては不吉の事とする也」（賀茂 1981: 353）と述べ、逆手を不吉の事としている。また、『伊勢物語古意』において、逆手と後手の関係について、「逆手は訓を書。後手は義をかける也。然れば、後手をもさかてとも訓へし。」と書き入れをしている（片桐 2006:257）。逆手と後手は同じ意味であるのみならず、ともに「さかて」と訓まれることになる。

他方、真淵は、国譲りに現われる天の逆手について、『古事記頭書』（1757）において次のように論じている。「天逆手とハ、先喜ふにハ平手を打とて前にて打也、是にむかふるに、逆手とハ後手に打を云と見ゆ、下に火のすせりの命を詛て鉤をかへし給ふに後手になくをも思へ、然れハ先の二度の使にハうけかハぬを*24、也の三度めの強勇なる使にハ已となくて國を奉り、且身を自ら滅去に何か恨まさらまし、故呪詛て逆手を打て去れる也、猶不然と云とも、大神も云のかれ——て終にさり、建みなかたの命ハ未承伏しをも合せ見よ*25」（賀茂 1982: 21）。真淵は、物語の展開から事代主神のおかれた状況と心理を推察し、『日本書紀』のテキストHの後手と『古事記』の天の逆手とはともに呪詛の手拍ちであるとしている。「自ら滅去」は、単に隠れるのではなく、追い込まれて完全に消え去ってしまうことを表現しているように読める。また、この一節からは、逆手、すなわち後手は、後側で手を拍つ意味であるのみならず、時間的に後に拍たれる手拍ちであることも示唆されている。この指摘については、後出の本居宣長も言及している。

真淵は続けて、「且古へハ人の心直けれハ、恨あれハうらむ、とこふ（詛ふ）へきをハとこへり、よりにて下にもとこひこと多し、其とこひことハ天より傳ハりて神妙なれハ、天の逆手といふ也、然るを、いせ物語に、天の逆手を打てのろふことあるを、海人海へ入ときの事など云ハ、古語をも文儀をも不弁人の強言也、それもとこふへきによりてとこへり、後世さやうの事ハよき人のせましき事と云ハ、却て邪偏の意也<中略>恨をかくすハ邪心なり」（賀茂 1982: 21）と述べている。真淵は、恨みと呪詛とは万葉の人々が普遍的に持つ心として認めるべきであると述べ、海人説を強く否定している。この他、真

淵は、「青柴垣に打ち成し」の青柴垣は「魚を捕る仕掛け（取魚料）」の意味であり、水に入るためにこの言葉を使っていると述べている。

前後するが、『伊勢物語』の「むくつけき」について、真淵は『伊勢物語古意』（1751）において、「報ひがましきてふことばを挙いふをいへり、<報は、善報悪報の二つあれと、常に悪報をいひおそるゝより、むくつけきといへは、おのつから悪報の事となれる、俗言のならばしなり>」（片桐 2006: 256）と述べている。「報ひがまし」とは、身に負うものであるという意味であり、真淵が、この語を善悪ではなく返報性の観点から認識していたことが読み取れる。「むくつけき」については、おそろし（和歌知頭集他）、ふてき（冷泉家流伊勢物語抄）、しぶとし（増纂伊勢物語抄）、うるさし（伊勢物語奥秘書）、むごし（勢語臆断）などと解釈されてきたが、「報ひがまし」は真淵独自の見解である。

4.5. 伊勢貞丈

伊勢貞丈（1718-1784）は、『貞丈雑記』（1763-1784）において、逆手とは退出し下がる時の拍ち方であるとす解釈を試み、「さか手は退手なり、退くことをさか[る]と云う。人の前へ進みて逢ふ時に手を拍つ、これ進み見ゆるの礼なり。退く時にも又手を拍ちて退く。これ退出の礼なり」（伊勢 1985:20）と述べている。『安斎隨筆』（成立年未詳）では、「退の字サカル[カの字すみてよむなり]とよむサカリ手を畧してさか手と云ひ退る時に手をうつ事なり」（伊勢 1953:170）と述べ、逆手はあくまで当て字であり、「退手マカルともサカルともよむマとサと音相通なりトホザカルと云ふも遠退なり」（伊勢 1953:171）と述べている。そして、事代主神の逆手には、「天神の御子に譲り奉りて再び此の國に入るまじき事青柴垣を結びめぐらして入られざるが如くする意に天逆手を打ちて退き隠れ給ひしと云ふ」（伊勢 1953:170）と述べ、呪詛説、後手呪詛説を否定している。

『伊勢物語』の逆手についても、「あまのさかての事、「あま」を海人の事と云う説あり。さかてとは海波[を]かきわくる事などとも云う。色々さまざまの邪説まちまちなり。用うべからず。逆手と云う説も用いざるなり。逆手とてうしろ手に手をうちて人を呪詛する事なりと云うは、『伊勢物語』の本文に合ふやう作りたる説なり、ひがごとなり」（伊勢 1985:20）とし、さらに「女におきざりにせられてせんかたなく我れも退く意に成りて天

の逆手をうちたるなり」（伊勢 1953:171）と述べている。さか手は後手と区別され、「うしろ手に打つとは非なり唯常の如く打つなり退る時うつ故サカ手と云ふなり」（伊勢 1953:171）と述べられる。江戸後期以後にも、貞丈の「退手説」を支持する逆手解釈が散見される*26。

4.6. 田安宗武

田安宗武（1716-1771）は、明和年間（1764-1772）に成立させた『古事記詳説』において、天の逆手の解釈を試みている。「天の逆手を青柴垣にうつなしてかくれ給ひぬとハ、まづ青柴垣して、さかで打事ハ、此此天風俗の、妻を離別とときの式とおぼゆる事有。<中略>うつなしてとは、打ごとにしてと云也。かくれたまひぬとハ、凡人となりて、かすかなる所に引こもりてませしをいへり。此神あしはらの國の皇子にてませしが、其位を捨たまふ事、悪妻をさるごと、すみやかにおぼしはなれたるを、喩へ云る也」（田安 1990: 155）とあるが、逆手を男が妻と離別するときの拍ち方と解釈するなどの点で、賀茂真淵から本居宣長に展開していく解釈の方向とは異なっていることが明らかである。

4.7. 本居宣長

本居宣長（1730-1801）が成立させた『古事記伝』（1798完成）における天の逆手の注釈は、以後今日に至るまでの逆手の解釈に大きな影響を及ぼした。

宣長は、具体的な逆手の拍ち方について、「さて逆手を拍と云拍状は、先常に手を拍は、掌をうつを、此は逆に翻して、掌を外になして拍を云か、又は常には兩の掌を同じさまに對へて拍を、此は左と右との上下を、逆にやり違へて拍を云か、此二の間今定めがたし。【俗に横手を拍と云こともあるは、左右を豎と横とにちがへて拍を云べし。若しそれに准へて云はば、逆手も後に云る方にもやあらむ。猶定めがたし、】*27」（本居 1968-2: 101）と述べている。逆手は、掌の上下の向きを反対にして拍つ拍ち方であると述べられており、拍ち方を具体的に特定しようとする意図がうかがわれる。

また、天の逆手が凶事にのみ用いられるとするそれまでの説を否定し、次のように述べる。「伊勢物語に、天の逆手を拍てなむのろひ居るとあると、相照して思ふに、古に逆手を拍て、物を咒る術【俗にいふ麻目那比なり、】のありしなり、さて彼物語なるは、人を詛ふとてしけるを、上代には、然る悪事のみならず、吉善事にも渉て爲

けむこと、此の故事にて知れたり」(本居 1968-2: 101)。宣長によると、逆手はまじないに用いられるが、本来は吉凶のどちらにも拍つものである。そして、「吉事凶事をいはず、何ごとにまれ、呪りにせしわざと見えて、今此神の逆手も凶事には非ず、たゞ船を柴垣に變化むとのみの術なり、然るを彼物語の凶事なるに放ひて、此をも、隠坐ことまでに係て見るは誤なり」(本居 1968-2: 101)と述べ、『伊勢物語』をもとにそこに凶意を読み取るろうとする解釈は誤りであるとしている。さらに、逆手を凶意とする真淵の解釈に対しては、「又、後手と逆手とは別事なるを、師(真淵)はかの海神の教奉しと、伊勢物語なると、共に人を詛ふしわざにて、其意同じきによりて、思ひまよはれしなり、又後手は、書紀の黄泉段に、背揮此云志理幣提爾布屨*28と訓あれば、佐加傳と訓べきにあらず」(本居 1968-2: 101)として否定し、後手は「さかて」と訓むべきではなく、逆手と後手とは、それぞれ異なる意味を持つ手拍ちであると述べている。

次に、『延喜式』における四時祭式鎮魂祭、『皇太神宮儀式帳』の直会における後手の拍手に言及し、儀式における後手と日本書紀の後手とを明確に区別している。「これらの後手を、今本に志理閔傳と訓るは、事の心をよくも考へざるみだりごととなり、これらは志理閔傳にはあらず、能知之手なり、直会を給はりて後に拍ち、御拜の後に拍ちたまふ由なるをや」(本居 1968-2: 101-102)と述べている。この文で、宣長は、後手について、真淵が曖昧にしていた時間的に後に拍たれる手拍ちとしての特徴を明確にしている。

宣長は言及していないが、『釈日本紀』のテキストIにおける後手の「厭」は、前述のように、まじない、すなわち呪術の意味であり、宣長の逆手と同じ意味をもつ。

続いて、「青柴垣に打ち成し」の青柴垣については、青葉の柴の垣と規定したうえで、「柴を水中にひたしおきて、魚を捕るを、布斯都氣と云ふも是なり」と述べ、魚を捕る仕掛け、すなわち柴漬とする真淵説を否定していない。

そして、「拍は、天逆手を拍なり、成は、踏傾けたる船を、青柴垣に變化なり、【船を横さまに傾けたらむさまは、本より垣に似て由あるなり、】」(本居 1968-2: 102)と述べている。宣長によると、逆手が打成されることにより、踏み傾けた船が青柴垣に変化したことになる。その解釈を説得させるために、宣長は次の二例を引用する。まず、「令取其御手者、即取成立氷、亦取成劔刃」(倉野 1958: 120)である。国譲りにおける天の逆手のあと

の力競べの場面で、建御雷神が建御名方神の手を掴ませると、自らの手はすぐに突っ立った氷柱に変化し、また劔の刃に変化した(ので畏れて退いた)。もう一つは、「爾速須佐之男命。乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良」(倉野 1958: 86)である。須佐之男命は、八岐大蛇退治の場面で、櫛名田比賣を爪形の櫛に変え、自らの角髪に刺した。宣長はこれらの引用にみる「取成」の意味から、「成」は変化させる意味であると述べている。さらに、「凡て取成打成など云る例皆、始より有物を、他物に變すなれば、此も必始に物なくては、例にもかなはず、又もし始より物はなくして、たゞ青柴垣を造り現はす意ならば、青柴垣乎 [マ] と云はでは通えず、爾 [ニ] と云るは、始より有し物を、青柴垣爾 [ニ] と云辭ならずや、乎と爾と通ふこともあれど、ことによるべし、もしこれを船に係ずして、青柴垣爾と云ときは、天逆手といふ物ありて、それを青柴垣に變ことと聞ゆるなり」と補足し、事代主神は青柴垣をはじめから造ったのではなく、すでに存在するものを変化させて成したとする。また、『古事記』のテキストAの記述方法について、「されば其ノ船を踏傾けて、天逆手を拍て、其船を青柴垣に成てと云意なるを、其船をと云ことを再び云はむは、詞拙ければ、上に譲りて下をば省き、又逆手を打と續く意なるを、其間に青柴垣爾といふことをば置て、青柴垣に打成と云るは、みな古文の絶なる巧にして、後世の及ばぬわざなり」(本居 1968-2: 102)と述べている。すなわち、「即ち其の船を踏み傾け、天の逆手を打ち其の船を青柴垣に成し」の語句の重複を回避したとしてたたえている。

また、『日本書紀』のテキストBに、「海中造八重蒼柴籬」の後に「踏船榎」と記されているところから、青柴垣をはじめから造ったとする解釈になりがちであるが、『古事記』における「変化説」をこそ尊重するべきであると述べられている。変化を可能にするのが天の逆手の呪術であり、宣長がそれを重視していたことがうかがわれる。

続いて、「隠也」について、「青柴垣の内に隠坐と云なり、<中略>さて此は、青柴垣に隠たまふと云詞ながら、此次に父大神も、八十垺手に隠て侍はむ*29とある如く、此神も同く海底に入坐て、現御身は、永く隠たまふことを含めたり」(本居 1968-2: 103)と述べ、大国主神と同様に、海底に永く隠れたとしている。さらに、「事代主神の海底に隠たまふも、其とは云ざれども、同く黄泉國に隠れたまふものなり」(本居 1968-2: 118)と述べている。

すなわち、隠れるとは、顕国を去り黄泉の国に入ることであると述べられている。宣長の解釈に従うなら、青柴垣とは、八十垆手等とともに黄泉の国のなかの一つの場所、もしくは状態を示すことになる。

以上の宣長による天の逆手の解釈は、どれも重要な論点を提供しているが、「上代には、然る悪事のみならず、吉善事にも渉て爲けむ」との指摘は、記紀の神々に限らず、天地自然の何ものであっても、徳があり可畏きものは神と呼ばれてもよいとする宣長の神学思想を反映した指摘である*30。但し、宣長は、善と悪とは相互に移行しうるものであり、悪の中にも吉があり、善の中にも凶が生じることがあるとしている。そのため、神々について軽々しく論じることは慎まねばならないとも述べている*31。

『古事記伝』以後の天の逆手の解釈は、どれも宣長の解釈を踏まえたものであるが、異説も呈示されている*32。

4.8. 平田篤胤

平田篤胤(1776-1843)は、『古史伝』(1812-1825) 二十二巻において、記紀に独自に解釈を試みたうえ、天の逆手について検討している。まず、宣長の、掌の上下の向きを反対に拍つとする説について、「此は然らず」と否定し、状況から解釈するべきであることを示唆する(平田 1977: 124)。その上で、逆手の語義について、伊勢貞丈の退手説を支持し、「此は決く貞丈主の言の如く、佐加理手とぞ訓べき」とし、「退る時に拍手なる故に、佐加手と云」と述べている。また、退手は「さかて」のみならず「まかりて」とも訓むと述べている(平田 1977: 124)。ここで、篤胤は、逆手と後手を異なる手拍ちとみなす点では宣長説を支持しているが、宣長が儀式における直会後の後手を「のちのて」と訓じたことに対しては、「此ノ外にも以後なること無て、後手とあるをば、何とか云む」(平田 1977: 124)として否定する。また、伊勢物語の天の逆手については、「女に捨られて、為方なく我も退く意なりて、後手を拍たるなり」と述べ、怨みを持たずに退いたとし、呪詛説を否定している。

続いて、「打成」について、「打成の成は借字にて、天逆手を打鳴せるを、打那志と云るなり」(平田 1977: 125)と述べ、「成」を「鳴」の借字とする新説を呈示している。そして、「此は其乗給へる船をば再用ふまじき意を示せて踏傾け、天之退手を、青柴垣の内に打鳴し給へる由なり。<中略>此神まつ海底に入坐て、現御身は、

永く隠れ給ふことを含めたり」(平田 1977: 125)と述べ、青柴垣の中で逆手を打鳴したとし、宣長の変化説を否定している。篤胤によれば、船を沈めたのは、再び用いないことを示す恭順の行いである。なお、青柴垣については、「垣の開たる処より、魚等の入りて、柴の中に潜まるを伺ひて、彼の垣の開たる処を塞ぎ、柴を引掲げて魚を捕るわざあり」(平田 1977: 125)と述べ、真淵と宣長による魚捕りの仕掛けとしての柴漬の説明をむしろ補強している。整理すると、宣長が、まず船を踏み傾けておき、逆手を拍ってその船を青柴垣に変えたとするのに対して、篤胤は、船は不用になるので、踏み傾け覆らせておき、逆手を拍って青柴垣に隠れたとする。篤胤の「打鳴し説」は、宣長の変化説とともに重要な逆手解釈であり、その後の多くの注釈書で論じられている。

篤胤は、さらに、天の逆手を、拍手一般のあり方にまで拡張して論じている。事代主神をえびすとして祀るえびす講と結びつけて、「毎年十月二十日に、商人どもの家々にて、夷講とて此神を祭るは、商を始給へる神なる故に、祭ると云なれど、此は人に物を売渡すに、偽なき由、手を拍て誓ふなれば、此の謂を思ひて、祭り来つるにや」(平田 1977: 128)と述べている。すなわち、天の逆手は、一本締めや三本締めといった商談成立の際のいわゆる「手打ち」、あるいは縁起物としての拍手に連なる手拍ちであると述べられている。

4.9. 橘守部

橘守部(1781-1849)は、『伊勢物語箋』(1818) 巻二、及び『鐘能比備起』(1839) 巻三において、逆手に独自の解釈を試みている。守部は、「逆手とは、逆はただ借字にて、榮手の義にこそはあれ、逆にするにはあらず。榮手とは榮ノ字を、常にさかえともはえとも訓ムごとく、其為術事に榮あらせんとて、手を拍ちてものするを云。これを右の『古事記』以ていはば、即船を青柴垣に變化術に榮あらせんとて、手を拍てものし給ひしなり」(橘 1967-3: 208)と述べている。守部によれば、さか手は吉善をもたらす「榮えある手」である。さか手の形については、通常の手拍ちと同じであるとし、宣長が、横手に擬えてそれを検討したことに対しても、「横手を拍て歡ぶ、横手を拍て笑ふ、など云ふ横手も、手を横にして拍を云にはあらず。たゞ其事をいひ榮す言葉のみなるにあらずや」と批判し、あくまで榮えある手拍ちであると述べている。また、『伊勢物語』の逆手にも「榮手説」を適用し、

「伊勢物語なるは、詛ふ^{わざ}態に榮あらしめんとて、手を拍てものせしよしなり。ただ呪と人を詛ふと其事は異なれども、手を拍て其為術事を榮す方は同じことなり」(橋 1967-3: 208) と述べている。榮手説は、逆手の意味解釈において、蘭州の賢手と同系統と考えることができる。

さらに、守部は、榮手とは、手の拍ち方の云々ではなく、手品をするときに手を拍って囃すような拍ち方であるとも説明している。「今も俗見に、手づまと云態するに、譬へば箱ノ中へ白紙一枚納て、此紙忽に紅の絹と^{なる}變化といひつつ、手を拍て蓋をとるたぐひも同じ心ばへなり。是其拍なす手に術のあるにはあらず。只其態に榮あらしめん爲にこそはあれ」(橋 1967-3: 208) と述べている。

守部の記述に従うなら、榮手は、良きにつけ悪きにつけ、行為を滞りなく遂行させる効果を持つことになる。そこでは行為の善悪は問われていない。従って、呪詛するときに、呪詛を囃し、その遂行を促進し確たるものにするために、榮手が拍たれることもありうるのである*33。

また、守部は、「逆」の字と「榮」の字の意味を比較検討し、「競諍て爲わざに、逆某と云こと多いかり。＜中略＞不欲むに競ひてものするは即て令否榮すにて、いひもてゆけば同じ意におつめり」(橋 1967-3: 209) と述べている。たとえ争いごとであっても、そこから感情を取り除いてみれば、活発な運動としてみることができる。守部はこうして、「逆」とはそもそも「榮」に通じる意味があると論じている。

他方、守部は、『難古事記伝』(1842)において、船を青柴垣に変化させたとする宣長説に対して、「手を拍て其船を忽垣変化るは、今世に手づまと云物の心ばへなるを以ても幼言なる事をするべし。さて此柴垣は頓て御身を隠し賜ふ科の限なれば、書紀に造青柴籬とあるぞ本つ意なる」(橋 1967-1: 275) と述べ、手品と同じく幼稚として退け、『日本書紀』のテキストBに記されるとおり、青柴垣は船から変化させたのではなく、はじめから造ったのであると述べている。守部の榮手説を支持する注釈書は、明治初期まで存在する*34。

4. 10. 伴信友

伴信友(1773-1846)は、隨筆集『^{ひこばえ}比古婆衣』(1847以後)において、天の逆手について論じている。伴は、『日本書紀』のテキストB「此云浮那能倍而^{さかて}避之」を引用しつつ、「逆手は借字にて、^{さかて}避手の義なり」と述べ、「そは事代主神の御父、大國主神の領給へる此御國を皇孫命に

避獻るとして、其禮儀に手拍給へるなるべし」(伴 1907: 412) と述べている。避くは、よける、遠ざけるの意味である。すなわち、「天の逆手を青柴垣に打ち成して、隠りき」では、それまで統治していた支配権を天孫に与え、この世から身を引いて争いを避けるために、手を拍ったのである。拍ち方については、「天のさかてはいかに拍にか知るべからねど古の禮儀には何事にも手うつならはしなりければ避手もたゞ尋常の禮儀のごとくに手拍なる事なるべし」(伴 1907: 413) と述べ、礼儀としての手拍ちであり尋常の拍手であるとしている。また、伴は、「避」の字句を用いている関連テキストを検討している。まず、『出雲国造神賀詞』のテキストD「大八嶋國現事・顯事令事^{さか}避支」の「令事避」について、政治的支配権を避けて譲る意味の字句の使用であることを指摘している。また、『先代旧事本紀』のテキストC「我父宣當奉^{さか}避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬。蹈船柁而天之逆手打而。青柴垣打成隱」について、『古事記』のテキストAよりも文がよく整っていると評し、『古事記』よりも『先代旧事本紀』のテキストを重視するべきであると述べている。

伴は、以上の見解をもとに、伊勢物語の天の逆手についても、「按にこは秋は必逢むと約りおきつる女の云々せるによりて男深くいきどほりけれどもせむかたなく今はその女の心にまかせておのれは想を絶ちて避る意もて^{さか}避手うちし趣ときこゆ」(伴 1907: 413) と述べ、女に対する想いを逃れる手拍ちであり、呪詛の意味はないとしている。伴の「避手説」は、逆手の意味解釈において、貞丈の退手説と同系統と考えることができる*35。

伴は、さらに、避手説を拍手一般の解釈にまで拡張する。「物いさかひしたる人どち中直りといふ事を為る時に手拍つも、もとはかたきの怒をさけてそれが心にまかせ和むるかたの人の為るわざなるをなべては^{さか}かたみに手拍つなる、こはおのづからしかあるべきいきほひなりかし、これら事、別なるがごとくなれど人に避さけゆづる時にも手拍つならはしの、かつかつ残れるものなるべし」(伴 1907: 413) とある。ここで伴は「かたみ」として手を拍つとしているが、避手は、争いごとなどで名誉や面目を保つために拍たれる手拍ちと同じ意味を持つとされている。また、伴は、「商人どち物の價をあらかひて後つひに買う人の乞ふまゝに賣り與ふるとて手拍つ事をするも、買ふ人に^{さか}避け與ふる意なり 此時、買ふ人もそれに和て手拍つなり」(伴 1907: 413) と述べている。避手は、篤胤が述べる商談成立の手拍ちとも通底する。

伴はさらに、「今の世の俗に我居たる座を起て人を請むとするに居たる跡を手掌もてたゞくも我座を人に避け譲る意なり、むかしは手拍ちたるにやあらむ」（伴 1907: 413）と述べている。すなわち、席を譲るときに、坐っていた跡を手で叩く慣習も、避手の名残であると述べられている。席を叩く習慣は今日では殆ど見られないが、納得できる例示ではある*36。

4. 11. 鈴木重胤

鈴木重胤(1812-1863)は、『日本書紀伝』(1862)において、「青柴垣に打ち成して、隠りき」について、新説を呈示している。重胤は、青柴垣を「天津神籬ひもろぎの類」としたうえ、「今迄は顕身にて御在し坐しゝを、今は神と成らせ御在して其神籬の中に隠れさせ御在し坐す由を示し聞えさせ給へるなりけり」（鈴木 1940: 81）と述べ、事代主神はこの神籬に入ったとしている。宣長が「海底に入坐て」とする解釈に対しては、「大海の荒浪の上に神籬を樹て御在し坐すなど<中略>神等の御上には奇らしと為ざる事なり」（鈴木 1940: 84）と述べ、神であれば海上に神籬を設えても不思議はないとし、「事代主神の此を限と為て水中に没れさせ給へる者と思ふ説共の僻言なる由を知るべき」（鈴木 1940: 85）と述べ、海底に没すると解釈する諸説を否定している。そして、「八重蒼柴垣を神籬の事と知り其神の御座と見る時は、其中に住ませ給ふ事を隠坐と云ふなり」（鈴木 1940: 84）と述べ、事代主神は海上の神籬にずっとお住まいになられたとしている。

続いて、「古事記に謂ゆる天之逆手とは此國土を天神の御命の任に避奉らせ給ふ歡喜の御心を表はし奉らせ給ふ御所態なりけり」（鈴木 1940: 85）と述べ、天の逆手はあくまで国譲りを慶ぶ歡喜の拍手であるとしている。明治以後の青柴垣の解釈において、重胤の「神籬説」を支持する論者は多い。

4. 12. 鈴木眞年

鈴木眞年(1831-1894)は、『古事記正義』(1888[1943])において、天の逆手に独自の解釈を呈示している。まず、宣長による儀式における後手の拍手に関する文を引用したうえ、「上加茂の末社に、各社と云あり、其神に柗杵を奉る神事あり、氏人格木きかを持て神前に備え置て、後に手を拍つ、これを逆手と云ふ、其義は、尋常には神饌にまれ何にまれ、神に献る幣物を執んとする前に拍手して其品物を執り、神前に置て又拍手するは例なり、さるを献

り備置て後に拍手する故に、これをさかでとは云ふなり」（鈴木 1943:556）と述べ、逆手と後手は同じ意味でも「さかて」と訓まれるとする真淵説を支持する。そして、「今御使の天孫に奉る否と問はれし故に、畏し此國は天神の御子に奉らんと日ひ終て、拍手玉ふ故に、さかでとは云ひし也」（鈴木 1943:556-557）と述べている。ここで眞年は、奉らんといい終てからそれに後続して手を拍つことに対して、後手すなわち逆手と表記されているとする解釈を呈示している。眞年の解釈は、宣長が後手について述べた、時間的に後に拍たれる手拍ちという規定を、真淵が試みたように逆手についても適用する独自の解釈である。

他方、眞年は、宣長によるまじなひ説、掌の上下の向きを反対にして拍つとする説、「打成」における変化説は、どれも誤りであると批判し、「隠也」の解釈についても、「此時入水して身死玉ひしとは甚しき僻見なり」（鈴木 1943:557）と述べている。そして、「其船を踏傾玉ふとは、此國を御詔の任に献なんと云て、逆手を拍て、潔く退き玉ふに力を入れて書しが、文の巧なるなり、船の轉覆して海に没りたるにあらず」とし、「青柴垣に打成とは隠ると云へ係けし文にて、見えぬ様に打成て、隠ると云義なり、此等の文實に雅にして奇絶なり」（鈴木 1943:558）と述べている。青柴垣とは特定の場所を示しているのではなく、手を拍つ容が見えないという意味であると解釈している。眞年の記述に従うなら、逆手は音だけが聞こえるように拍たれたことになる。

5. 明治以後の天の逆手の注釈

明治以後にみられる天の逆手の注釈は、江戸期までの諸解釈のいずれかを踏襲したものが殆どである。時代の推移にしたがって注釈が平易になる傾向が認められるが、新説もいくつか呈示されており、それぞれに特徴がある。本章では、一般向けの解説書も含めて、そのいくつかについて検討する。表 1 には、契沖から現代に至るまでの注釈書における天の逆手の解釈の要点を記している。明治以後の解釈については、本章で言及する注釈書は表 1 の一部である。

村上忠順(1812-1884)の『古事記標註』(1874)では、守部の榮手説がそのまま引用されている。青柴垣については篤胤による柴漬の説明が引用されている(村上 1874:55)。敷田年治(1817-1902)の『古事記標註』(1878)では、まず、逆手を、「順ならざる時に打を云ふ」とし、

表1 古事記注釈書にみる天の逆手の解釈

出版年	著者	書名	出版社	頁	天の逆手	青葉垣	事代主神の所作	備考
1692頃(1974)	契沖	勢語臆断	岩波書店	182	「凶なることわり也」		「のろふ心にはあらねど、此世をさらんとて打たまへば、吉事にあらず」	
1730(1931)	荷田春満	古事記笥記	吉川弘文館	203-204	海人が波を打って海に入る時の手拍ち		「海人の逆手を打って海へ入る如くに、事代主神も逆手を打って青葉垣の中へ入り給ふ」	海人説、悦びの拍手も言及
1757(1982)	賀茂真淵	古事記頭書	続群書類従刊行会	21	後手と同様に呪詛の拍手		呪詛の拍手とともに自ら滅却する	
1763-84(1985)	伊勢貞丈	貞丈雑記	平凡社	20	退手		「退く時にも手を拍ちて退く。これ退出の礼なり」	退手初出
1764-72(1990)	田安宗武	古事記詳説	神道大系編集会	155	「うつなしてとは、打ごとにして」		「凡人となりて、かすかなる所に引にもりてませし、妻と離別するときの式	
1798(1968)	本居宣長	古事記伝	筑摩書房	101	「逆に翻して掌を外、又は、左と右との上下を逆」「悪事のみならず、吉事にも為けむ」	青葉の葉の垣、葉漬(フシツケ)＝魚を捕る仕掛	逆手を打ち、踏み傾けた船を青葉垣に変化させ、その内に隠坐す	
1812-25(1977)	平田篤胤	古史伝	名著出版	124-125	退手、呪いでなく恭順の行い	葉漬(フシツケ)＝魚を捕る仕掛	「打成の成は借字にて、天逆手を打鳴せる」	打鳴初出、退手支持
1839(1967)	橋守部	鐘能比備記	東京美術	208	「逆はただ借字にて、榮手の義」	身を隠し賜ふ科の腰	吉善をもたらず榮手を拍ち青葉の葉垣を造った	榮手支持
1824(1938)	小野高潔	古事記註裏書	帝國教育出版部	40	榮手		早々に去るという意味の殺害	榮手支持
1847-1(1907)	伴信友	比古婆衣	内外印刷	412	逆手、尋常の拍手		統治していた支配権を天孫に与え、この世から身を引くことと争いを避け、礼儀として尋常の拍手として手を打った	退手初出
1862(1940)	鈴木重胤	日本書紀伝	鈴木重胤先生学徳顕揚会	81-85	國譲りを慶ぶ歡喜の拍手	神籬	歡喜の拍手を打ち船を踏傾けて神籬に変化させその中に御座した	神籬初出
1874	村上忠順	古事記標註	近藤巴太郎等	55	榮手	葉漬(フシツケ)＝魚を捕る仕掛	榮手を拍ち船を青葉垣(葉漬)に変化させる	榮手支持
1878	敷田年治	古事記標註	森吉兵衛	20	順ならざる時に打を云ふ	身を隠す小屋	逆手を青葉垣の中で打鳴す	打鳴し支持
1886(1938)	吉岡徳明	古事記傳書上	国民精神文化研究所	262	「天榮手の腕に、心引れつ」	葉漬(フシツケ)	変化説と打鳴し説をともに紹介	精榮手支持
1888(1943)	鈴木眞年	古事記正義	凸版印刷	556-558	深く退く拍手、此國を奉らんと白ひを終れたる手拍ち	青葉の葉垣	青葉垣に打成とは隠ると云へ係けし文にて、見えぬ様に打成で、隠ると云義なり	さかて(=後手)
1891(1909)	佐伯有義述・本居豊頼	古事記上巻講義	水穂會	170-171	逆向きに手を打つ(宣長)、さかて(下)の手打ち(篤胤)	生木の枝の垣	先ず船を踏み傾けておき、逆手を打ってその船を青葉垣に変える(宣長)、以後船は不用なれば踏み傾け覆らせておき、逆手を打ち青葉垣に隠れる(篤胤)	宣長説と篤胤説が対等の比重
1893(1909)	大久保初雄	古事記講義上巻	修文館	267-268	「逆手は借字にてきて(幸手)なり」	青葉の垣	「此國を天孫に知らせず事と成れるは放しき事なりとて思はず幸手を打ち来て来たる舟を青葉垣に化せしめ」	幸手初出
1909	千秋季隆	古事記選釋	早稲田大学出版部	78	「掌を外にして拍ちしものか、または左右のいずれの手が逆かして拍ちしにや」	青葉の葉垣	手を打ちて踏み傾けたる舟を青葉垣に為さしめその内にかくれて見えぬなりし	宣長支持
1911	池邊義象	古事記通釋	啓成社	160	呪術、掌を外にして拍つ	青葉の垣	此の世を離れ隠れ給ふ時の拍手にて其の手を拍つと同時に船を忽ち青葉を以て作れる垣に變せしめて其の隠より天孫に別れ此の世を隠れ給へる	
1922	加藤玄智	古事記神代卷	世界文庫刊行會	238-239	宣長引用のみ	青葉の葉	船を踏み傾け、まじなひの手拍きをして青葉垣に作り化して其の中にお隠れになった	宣長篤胤併記
1924	次田潤	古事記新講	明治書院	203-204	呪い、神が理不尽に出逢い當世に行きときの一連の神秘な行為の総称	神籬	呪として呪術の拍手を打ち、神籬の中に神として鎮まる	打鳴し支持
1925	植木安・大塚龍	古事記全釋	廣文堂	153	呪術の拍手、「さかて(下)」、まかての意味	神籬	退き給ふ呪術に船を青葉垣に作りかえて、その垣のもとに身を隠し給ふた	貞丈支持
1926	美濃部伴郎	古事記通俗講義	松岡活版印刷所	336	天の逆手(むかいて)	垣	其の遣ひ船を踏みかたむけて、天の逆手を生けるもの色の布き、これを垣に打成して身を隠す	退手初出
1927	塚本哲三校	古事記	有朋堂書店	76	咒術、さかて(退手?)		手をうち船を葉垣にして隠れ給う	篤胤×伊勢
1928	バジル・ホール・チェンバレン	古事記神代卷下	世界文庫刊行會	36	departing hands一退手、退手	the fence of green branches	He clapped his heavenly departing hands in the fence of green branches, and disappeared.	信友・貞丈支持?
1929	藤村作編	古事記	至文堂	52	「要するに呪の拍手なり」			
1930	田井嘉藤次	古事記新考	大同館書店	294	顯世から幽界に入ろうとする呪術、靈の威力が乗り移る	神籬の籠り坐す神籬の設備	天の逆手を拍つたのは、神籬の中に宿らせたまふと云ふ神と化つて鎮まり坐す、所謂鎮國の本旨	篤胤支持?
1930	中島悦次	古事記詳釋	山海堂	166	呪いの拍手、現界から幽界に去るための呪術	神籬	拍手を打って船を神籬に変化させた	
1931	澤田總清	古事記精解	健文社	93	呪いの拍手	神籬	船を踏み傾け、青葉垣の中で呪の手を打ち鳴らして隠れ込まれた	打鳴し支持
1935	飯倉篤太郎	古事記選釋	日本文学社	158-159	顯世から幽界へ去る為の呪術、必ずしも詛うためではない	神籬	船を踏み傾け、青葉で造った垣の中で呪術の拍手を打ち鳴らして、その垣の中へお隠れになった	打鳴し支持
1939	中村島堂	古事記原義	富士書房	271	天の真堅木(まさかき)	葉垣	船を船代にし、真堅木を打ちあたりを葉垣に変化させた	
1939	佐野保太郎	新解古事記	育英書院	254	まじなひの拍手	青葉の葉垣	船を踏み傾け、まじなひの拍手を打って青葉の葉垣に変え、その中に隠れた	
1942	村林孫四郎	古事記辭典	錦正社	188	まじなひの拍手、常と異なる拍手			
1943	植木直一郎	現代語譯古事記	非凡閣	88		青葉の葉垣	船を踏み傾けて、天の逆手といふ拍手をして、其の船を青葉の葉垣に變成して、其の中に姿を御隠しになった	
1943	三重貞亮	舊事紀訓解	明世堂	468	「秘訣あり、略す」	舎屋	青葉垣を造り舎屋とし、船先を踏んでその船に乗り、逆手を打って中国を選った	造らずに船に乗る
1945	澤瀉久孝	古事記	朝日新聞社	85	呪(まじなひ)ごとの拍手	神籬	天の逆手を拍って船を青葉垣に変化させその中に隠れた	打鳴しも併記
1956	武田祐吉訳注	古事記	角川書店	238	逆様に手を打つ	神籬	船を踏み傾けて、逆様に手を打って青々とした神籬を作り成してその中に隠れた	
1958	倉野憲司校注	古事記(日本古典文学大系)	岩波書店	121	呪術の一種	神の籠る所	宣長を引用	
1962	神田秀夫・太田善廣校注	古事記(日本古典文学大系)	朝日新聞社	262	「特殊な呪能が生ずるとされるやりかたの拍手」	神籬	船を踏み傾けた後、手を打ち青葉垣に変化させる	
1966	尾崎暢映	古事記全講	加藤中道館	206-208	誓約の呪術、手を下方に向けて打つ	青い葉	手を下に向けてうら青々とした葉をめぐらす	
1968	益田勝実	火山列島の思想	筑摩書房	97	のろい	齋庭	「踏み傾けるのは、どうも殺殺の法とみなければなるまい。」	
(1970?)	折口信夫	伊勢物語	中央公論社	526-527	マジックである。呪いのときだから逆手という。	垣	舟を垣のようにしたが、事代主神は海中にはいない	
1973	荻原浅男校注	古事記(日本古典文学全集)	新潮社	122	逆らう手の義で、呪術のための拍ち	神籬	船を踏み傾け、天の逆手を打って青葉の葉垣に変えて、その中に隠れた	
1976	寺田青胡	通俗新古事記	近藤出版社	98	(値うちが零になる代償)	一族の村里	僅かな貯え米穀をもって、今後自分が一生を過ごす所の、一族の私有の村里を作り上げ、身を潜め一生を終えた	
1977	倉野憲司	古事記全註釈	三省堂	83-84	呪詛の拍手	神籬	「即ち其の船を踏み傾けて、天の逆手を打ち鳴らして、青葉垣の中に隠れた」	打鳴し支持
1977	次田真幸	古事記全訳注	講談社学術文庫	162	呪術としての拍手	神籬	船を踏み傾け、天の逆手を打って、船を青葉の葉垣に変化させ、その中に隠れた	
1977	三隅治雄	國譲り神話と民俗祭祀	社会思想社	162	鳥の来臨を乞う神招ぎのかしわ手を彷彿させる	祭壇	鳥乞い、御鳥喰の神事などで祭壇の前で特殊な拍手を打つように描写されている	
1978	谷川健一	出雲の神々	平凡社	39-40	(左右の掌を外側、または逆様に打つ)＝宣長	殞	海の底に入つてなが隠れるとは入水＝水死のことである	
1979	西宮一民校注	古事記(新潮日本古典集成)	新潮社	85	普通の拍手とは違う拍手で呪術の一つ	神籬	天の逆手を拍って船を覆し、青葉垣に変える	
1979(2013)	蓮田善明	現代語訳古事記	岩波書店	63	呪術の一種		船をみずから踏み傾けて、手を打ち鳴らし、青葉垣を作つてその中に身を隠す	変化説と打鳴し説の折衷、其の船を天鳥船神とする
1982	岡田精司他	古事記(日本思想体系)	岩波書店	90	呪術的な拍手	神籬		
1984	益田勝実	古典を読む古事記	岩波書店	197	のろいを籠めた拍手の打ちかた。ブラックマジックの作法	葉と枝による垣	天の逆手を打って、舟をかたぶけて沈んだ(自決した)	
1986	遠水保孝	美保関の祭り	美保関町	1031		水葬を意味する	天の逆手という拍手を打ち乗船を青葉垣に変え躍りこんで隠れる(すなわち自殺)	
1988(2005)	西郷信綱	古事記注釈	ちくま学芸文庫	271	引退の所作で普通と逆の拍ち方。呪いでない	魚を捕る仕掛	篤胤説と同じ	
1997	山口佳紀・神野志隆光校注	古事記(新編日本古典全集)	小学館	109	手のひらでなく、甲の部分で手を打つことで、呪詛している	魚を捕る仕掛	天の逆手を打って船を青葉垣に変える	
2002	三浦佑之	口語訳古事記	文芸春秋	91	手のひらではなく、甲の部分で手を打つことで、呪詛している	神籬	船を踏んでひっくり返し、青葉垣に向けて逆手を打ち覆した船の中に隠れた	
2004	緒方惟章訳	古事記	勉誠出版	118	呪術の一段階	神座	乗って来た船を踏んで覆し、天の逆手を打つ呪術を行い、その船を青々とした葉を巡らした神座にうち変えて、その中に身を隠した	
2010	久松文雄画	まんがで読む古事記	青林堂	169-170	(手首をやや下に傾け掌を合わせている)	(小木が生茂る)	(船は徐々に葉垣に包まれていくが船は海上に浮かんだままである)	

「国を作り給ふにはあらで、国を避り給ふとて、打給へれば、逆手とは傳へたり」と述べている。青柴垣については、「樹を伐とりて、身を隠すばかりの、小屋を作るを云う」としたうえ、篤胤の打鳴し説を支持している（敷田 1878:20）。吉岡徳明（1829-1898）の『古事記傳畧』（1886[1938]）は、「打成」の解釈における宣長の変化説、篤胤の打鳴し説を検討したうえ、「橘守部は、天榮手の義と爲せり。おのれは思ふ旨ありて、天榮手の説に、心引れつ、後の人なほよく考ふべし」（吉岡 1938: 262）と述べている。同書以後、古事記の天の逆手について、榮手説を支持する注釈書は見られない*37。

佐伯有義述・本居豊穎関の『古事記講義』（1891[1909]）は、逆手における呪詛の有無、及び「打成」の解釈について、宣長説と篤胤説とを比較検討している（佐伯 1909: 170-171）。大久保初雄の『古事記講義』（1893[1909]）には、「逆手は借字にてさきて（幸手）なり古へ幸あるとき歡て手を打し也故に幸手と云也」（大久保 1909:267-268）とある。逆手を幸手とする「幸手説」は、大久保の注釈書のみである。池邊義象の『古事記通釋』（1911）には、「逆手を打つといふ拍ちざまは先づ常に手を打つは掌をうつをこれは逆さまに翻して掌を外になして拍つをいふなるべしとにかくに此の國土を天孫に献りて此の世を離れ隠れ給ふ時の拍手にて其の手を拍つと同時に今覆し給へる船を忽ち青葉を以て作れる垣に變ぜしめ」（池邊 1911: 160）とある。逆手は、掌の内外を「翻し」外に向ける拍ち方であるとされ、掌を「翻し」と船を「覆し」がともに「逆さ」にする行為であることが示唆されている。次田潤の『古事記新講』（1924）は、宣長、貞丈、守部の注釈をそれぞれ解説したうえ、『伊勢物語』に呪いと記されているため、天の逆手が呪詛の拍手であることは明らかであると述べている（次田 1924: 203）。「打成」の解釈については打鳴し説を支持している。他方、次田は、言代主神が「呪術の拍手を打つて、神籬の中に神として鎮まり給うたと云ふのであつて、神が顕國を去るに當つて、神秘的行為を現はした事を物語つたものであらうと思ふ。神の終りを物語るに當つて、神秘的局面を想像した例は他にいくらでもある」（次田 1924: 203-204）と述べている。呪詛説を支持してはいるが、神が理不尽に出逢い常世に行くときの一連の神秘的行為であるとして逆手を一般化しており、呪詛にはそれほど拘泥していない。植松安・大塚龍の『古事記全釋』（1925）は、「さかはさかりの約で、さかる、まかるの意、即ち退く事で

ある」（植松・大塚 1925: 153）と述べ、貞丈の「退手」を支持している*38。同時期の塚本哲三（1927）の注釈書にも退手説を支持する記述が見られる（表 1）。美濃部伴郎の『古事記通俗講義』（1926）は、字義の解釈を旨とした書ではないが、「天の迎手（むかひて）を生けるものの色に布き、これを垣に打成して身を隠す」（美濃部 1926: 336）とあり、逆手は「迎手」の意味であると述べられている。相対して迎えるのであれば、手も反対方向に向けられることになる。逆手を迎手とする解釈はこの例のみである。バジル・ホール・チェンバレン（Basil Hall Chamberlain）の『古事記神代卷下』（1928）には、逆手は departing hands と訳されており、避手、もしくは退手と認識されている。また、単に青柴垣で拍つたと述べられており、打鳴し説が支持されている（チェンバレン 1928:36）。

古事記の注釈書ではないが、折口信夫は、『万葉びとの生活』（1929）において、「あめのさかてを拍つて征服者を誼うた一つの物語が、不調和に感じられるまで整理せられた性格の記述を裏切るとともに、憤怒・憎悪・嫉妬を十分に具備した人として伝へられてゐたに違ひない」（折口 1954: 331）と述べ、呪詛を自明としている。また、ノート編の『伊勢物語』には、「あまのさかてというのは、どんなことをするのかわからない。＜中略＞（古事記では）一種の呪い、マジックの力で、舟をば垣のようにしてしまった。これだと大国主が海中にいるようだが、そうではない。前後の記述は、大国主がすめみまの命に国をごく平和にお譲りしたように書かれているが、それにふさわしくない天の逆手の記述がある。＜中略＞つまり、大国主の高天原の神への抵抗が顔をのぞかせている。よいことの場合には、手を拍つのにまっすぐに打つが、呪いするときだから逆手という」（折口 1970: 526-527）とある*39。折口は、そこに憤怒や憎悪が伴うのなら、呪詛であるはずだと述べている。

田井嘉藤次は『古事記新考』（1930）において、打鳴し説を支持し、「魔術のやうに、船を青柴垣に化さんとて、天逆手を鳴らすものではなく、船を神靈の籠り坐す神籬の設備と見て、顕世から幽界に入ろうとする呪術だと見る方が、讓國の本旨に一致している」（田井 1930:295）と述べている。但し、まじない説の可能性も残されるとし、「天の逆手の身振動作とて、同じく靈の威力が乗り移つてみて、變化幻妙の魔術的作用が現はれ、青柴垣となつたものに相違ない。殊に青柴垣を神坐す神殿と

見れば、尚更然うしか考へられないのだ」（田井 1930:298-299）と述べている。田井は霊の威力が乗り移ったとしているが、特徴的であるのは、逆手を物語の流れのなかから自然に生じた魔術の効果であると認識し、顕世から幽界に入ろうとするプロセスのなかの呪術と捉えているところである（田井 1930:296）。逆手を神の終局における神秘的な場面と認識する次田と同系統の解釈である。阪倉篤太郎の『古事記選釋』（1935）は、諸説を参照し、逆手を呪詛としながらも、「打成」の解釈における宣長説と篤胤説とを比較し、『古事記』の書き様から、打鳴し説が妥当であると述べている。青柴垣については重胤の神籬を支持している（阪倉 1935: 158-159）。中村鳥堂は『古事記原義』（1939）で、天逆手は「天の眞堅木^{まきかま}」であり、「蹈 - 傾其船」は「己の船代にした」と解釈すべきであるとする独自の見解を呈示している（中村 1939: 271）。

倉野憲司は、体系本『古事記』（1958）の頭注において、「天の逆手を打つのは呪術の一種」（倉野 1958: 121）とのみ記し、宣長のまじないとする解釈を支持している。同書には、書紀の「避之」を身を退く意味であると注記しており、伴信友の「避手」も示唆されている。他方、倉野は、『古事記全註釈』（1977）で、「其船」は当然「天鳥船神」でなければならない。さうすると宣長の言ふやうに「其船を青柴垣に成て」ならば、天鳥船神を青柴垣に成してといふことになつてをかしなことになる」（倉野 1977: 83-84）と変化説を否定し、打鳴し説と神籬説を支持している。荻原浅男は、古典文学全集本『古事記』（1973）において、「逆手は逆らう手の義」（荻原 1973: 122）であると述べ、もちろん呪術の意味も持つが、あくまで敵対の意思表示であるとしている。西郷信綱は、『古事記研究』において、「事代主は記紀両書において恭順を誓う神とされている」（西郷 1973: 92）と述べ、天の逆手は呪いではあり得ず、引退の所作であり、服従のしるしであると述べている（西郷 1988: 271, 273）。また、青柴垣については、神籬説に疑問を呈し、魚捕りの仕掛け説をとっている。「打成」の解釈においては、「打鳴し説」が文脈に叶うとして支持している（西郷 1988: 271-272）。益田勝実は、『古典を読む 古事記』（1984）において、天の逆手を「拍手ののろいを籠めた打ちかた。ブラックマジックの作法」とし、「天の逆手を打って、舟をかたぶけて沈んだ」（益田 1984: 197）と述べたうえ、船を沈めたことは自殺を意味すると述べている⁴⁰。

山口佳紀・神野志隆光の新編日本古典全集本『古事記』（1997）は、逆手について、「手の甲どうしが合うような打ち方か」（山口・神野志 1997: 108）としている。また、「事代主神は船に乗って出掛け、また帰って来た。この船を天鳥船神のこととみる説もあるが当たらない」（山口・神野志 1997: 108）とも述べ、其船を天鳥船神とみる倉野等の指摘を否定している。青柴垣については仕掛け説をとり、打鳴し説を支持する（山口・神野志 1997: 109）。前後するが、尾崎暢映の『古事記全講』（1966）には、「逆手を拍つのは誓約の呪術で、手を下方に向けて打つこと」（尾崎 1966: 206-208）とあり、「手を下に向けてうって青々とした柴をめぐらして」と訳されている。尾崎註は、拍手を向ける方向について述べた注釈としては、鎌倉時代の伊勢物語注釈書以来である。上に向けるのが通常の拍手とすれば、下に向けるから逆手ということになる。但し、尾崎が解釈する上下の向きは、鎌倉注における上下の向きと反対の向きになる。三浦佑之『口語訳古事記』（2002）には、「手のひらではなく、甲の部分で手を拍つことで、呪詛しているとみてよい。」（三浦 2002: 91）とあり、「乗ってきた船を足で踏みつけてひっくり返し、青柴垣に向こうで逆手をポンとひとつ拍ったかと思うと、みずから覆した船の中に隠れた」と訳されている。1回のみポンと拍つとする独自の解釈が呈示されている⁴¹。

ここまで天の逆手の文字による注釈を検討したが、それをあえて視覚化してみると、別の知見が得られるかもしれない。久松文雄『まんがで読む古事記』（2010）には、「即ち其の船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して、隠りき」の情景がマンガとして次のように描画されている（久松 2010: 169-170）。まず、船に乗っている事代主神が合掌し手首をやや下に傾けると、青柴が現われ、たちまち船はその柴垣に包まれ、事代主神はそのなかで見えなくなる。しかし、船が傾いた様子は描かれず、海面に船が浮かんだままである。柴垣に覆われるのはあくまで船上のみである。以上が4コマで描画されているが、これらの描画は、筆者には不自然で奇妙な図に見える。

6. 事代主神の手拍ちの意味

6.1. 国譲りと手拍ち

大国主命は国譲りの可否を事代主神にうかがわせ、その応答が事代主神の口から発せられる。国土を譲るか譲

らないかの一大事にあって、事代主神は父の意見を斟酌せず自分の一存で決定し身を隠す。この父と子の関係はわかりにくい。そもそも大国主神と事代主神はどこまで別々の存在なのだろうか。事代主神について、宣長は、「事代は、事の志留士なり」（本居 1968-1: 507）と述べている。すなわち、事代主神を「国譲りのしるし」であり象徴的な存在であると解釈している。以後、異説も呈示されるが、現在では、事代主神について、「コト（言＝事）そのものを司る神」と捉え、神と人間の仲を取り持つ神であるとする解釈が主流になっている（岡 1998: 217）。

他方、宣長は、天鳥船神と建御雷神が大国主神に国譲りを迫りに降り到る「伊那佐の小浜」について、「伊那佐の名義未思得ず、若は諸否の意にて、＜中略＞大國主の諸否の答を問賜ひし處なるから負の名にもやあらむ」（本居 1968-2: 96）と述べている。宣長の解釈に従うなら、建御雷神等が伊那佐の小浜に降り到るとき、「諾」という応答をする役割が出現したと考えることができる。この「諾否説」は篤胤や守部にも支持されている。阪倉篤太郎等はこれを是認し難いと述べているが、現在に至るまで引用する論者が多くいる。

このように検討すると、事代主神は、国譲りにおいて、諾と返事をする役割に特化した神、すなわち記号化と抽象化の度合いが高められた神であることになる。それでは、事代主神は、諾か否かと問われて諾と返事したうえ、なぜ逆手を拍つ所作を行うのだろうか。この問いに対しては、手拍ちという行為がそもそも記号としても認識されることに加え、天の逆手がきわめて象徴的な言い回しであるため、諾の言葉と組合せやすいからであると答えることができる。すなわち、事代主神は、諾という返事と逆手という象徴的な所作とを組合せ、独自の応答形式を呈示するかたちで、問いに応じたと考えることができる。

しかし、ここでもう一度確認しておくべきことは、手を拍つという行為が、きわめて身体的な行為であることである。拍手は誰でも実際に拍ってみることができるし、拍ちにくい拍手、現実にはあり得ない拍手はすぐにわかる。従って、事代主神が逆手を拍つことの意味を十分に検討するためには、この記号的かつ象徴的な逆手という手拍ちについて、『古事記』の文脈から多少離れるとしても、それが実際に拍たれている事例から検討しておかねばならないのである。

6.2. 事代主神にちなむ神事と伝承

そのためには、事代主神に関連する芸能等の伝承も検討しなければならない。島根県的美保神社で12月3日に執り行われる「諸手船神事」は、国譲りの諾否を問う使者を乗せて伊那佐浜から美穂（御大）へと向った諸手船を再現したものである。このうち應答祝言という次第では、2隻の諸手船を迎える宮司と楸子とが向合って問答を行う。この際に両者が拍つ合拍手は、天逆手と呼ばれている。宮司が祝辞を終えると、逆手が拍たれる*42。「次に宮司始め楸子一同天の逆手〔拍手〕を打って禮拜す。即ちこの天逆手は商人の成就を表現する手打の式の始めなりとてその信仰甚だ厚し」（和歌森 1980: 155, 158）とある。向かい合って拍つので「むかいで」と呼ばれるが、手の向きや位置を変えるなどはせず、神社の拍手と同じように手を2回拍つ。事代主神が行った逆手とは違い、複数人による手拍ちである。

同じ美保神社で4月に執り行われる「青柴垣の神事」には、小忌人による神懸かりがあるが、この神事も事代主神の故事に因むといわれている。さらに、この神事が入水の儀式化であるとする解釈が呈示されている。谷川健一は、『出雲の神々』（1978）において、事代主神の「隠りき」とは要するに水死したということであると述べ、その理由を、青柴垣が日本の古代でいう殯もがりに相当するものであるからとしている（谷川 1978: 39-40）。そして、青柴垣の神事とは、事代主神の入水の故事を後代に儀式化し模倣したものであり、地元の古老の間にも、この神事は、船中において殯を象徴して行うものと信じられていると述べている。さらに、江戸中期の『懐橋談』に、平安期初頭頃まで、出雲国造が死ぬと水葬したと記されていると述べ、自説を補強している。谷川に従えば、青柴垣の神事は、事代主神の故事に結びつけられた水葬儀礼であることになる*43。

益田勝実は、『火山列島の思想』（1968）において、青柴垣神事と事代主神の故事とを論じ、「隠りき」を、事代主神の「自決」と解釈している（益田 1968: 97）。さらに、「入水に際して船を踏み傾けるというのは、少なくとも積極的な身投げの場合の作法ではなさそうである。＜中略＞踏み傾けるのは、どうも故殺の法とみななければなるまい。コトシロヌシがみずから投身して死ぬにあたって、このような他力による入水の形をわざと採ることに、ひとつの意味がないものであろうか。自分で飛び込まなくて、船を傾けて落ち込む、という死に方――

それは、おそらく、ただ死ねばよい、というのとは違った死の作法であろう」（益田 1968: 111）と述べている。また、『日本書紀』のテキストBについても、「青柴垣を幾重にもめぐらしたその中で、というのも衝撃的なイメージである」（益田 1984: 197）と述べ、「敗死もまた儀礼を要した。神のコトシロらしく敗退せねばならなかった」（益田 1968: 118）としている。天の逆手が敗死の儀式であるならば、なおのこと呪詛の手拍ちであることになる。

他方、三隅治雄は、「国譲り神話と民俗祭祀」（1977）において、「入水したという描写だが、＜中略＞「天の逆手をうんぬん」は、祭壇の前で特殊なかしわ手を拍つということで、これは儀礼の型からいうと、鳥乞い、御鳥喰などの神事などに見られる、鳥の来臨を乞う神招ぎのかしわ手を彷彿させる」（三隅治雄 1977: 162）と述べている。入水儀礼説が否定されていないが、天の逆手について、独自の解釈が試みられている。この他、速水保孝の「美保関の祭り」（1986）は、事代主神の青柴垣への隠れを、国譲りを進言した責任をとっての自殺であると述べている（速水 1986: 1019, 1031）*44。

6.3. 神の死と天の逆手

事代主神を大国主神の代わりに諾と返事をするだけの象徴的で記号的な存在であるとすれば、逆手を拍つということには、感情の起伏を伴わなくてもよい。しかし、神よりも人間に近い存在であるとすれば、逆手を拍つことに、人間が通常抱くようなそれなりの感情の発現を求める必要がある。さらに、天の逆手は、事代主神が引退したのか、死んだのかにより解釈が隔てられる。「隠りき」が入水を意味するならば、事代主神は完全に滅び去ったことになり、祭りの中心は、心ならずも葦原中国を天津神に奪われるときに、呪詛しながら自殺した事代主神への弔いということになる。天の逆手は呪いの所作と認知され、事代主神の水葬儀礼として解釈される。そして、呪詛としての逆手のあり方を検討することが課題になる。しかし、引退して譲ったのであれば、逆手は、「承知した」しばらく隠れていようくらいの意味になる。以後は陰ながらお仕えしましょうという意味表示であってもよい。そして事代主神を永続的な神としたうえで、賢手、退手、栄手、避手、幸手などの解釈が求められる。

さて、事代主神は、いったん姿を消した後に復活する神である。事代主神は、国譲り以降神話の表舞台からは退場するが、完全に存在を消すわけではない。『日本書

紀』の「神武天皇即位前紀」や「安寧天皇即位前紀」において、事代主神は再登場する。このことは、事代主神が国譲りで身を引いたものの、この国譲りの行為が、抵抗から死への過程ではなく、帰順から和合に至る過程であったことを意味する。宣長も、『日本紀竟宴和歌』のテキストE「すめみまにやしまをさりてなみのうへのおおふしかきにたびみするかな（旅居する哉）」等の例を引き、「隠りき」とは死ではなく青柴垣に隠れたことを意味すると述べている（本居 1968-2: 103）。中西進は、「隠りき」とは「言代主がその地に鎮まったという意味であり、神としての出発がここにあったと捉えるべきである。人間にとっては墓は一生の終りだが、神は墓に鎮まることによって新たな出発をする」（中西 2007: 359）としている*45。神となって（として）去るのであれば、普遍的で永続的な神になる。神は死なずに永遠に生き続ける存在でなければならない。他方、古事記中巻以後の天皇人民は死を運命づけられた存在であるため、神はどこかで死に近づかねばならない。『古事記』上巻のはじめには、「此の三柱の神は、並獨神と成り坐して、身を隠したまひき」（倉野 1958: 51）とあり、神は死ぬことはない。他方、上巻の最後には「今に至るまで、天皇命等の御命長くまさざるなり」（倉野 1958: 133）とあり、神であっても、完全な死に近づいていく。坂口由佳は、『古事記』上巻において「神の死は何らかの復活を前提とする」（坂口 2000: 84）と述べているが、上巻をとおして、神々が死を獲得するまでの過渡期の物語として描かれているとすることができる。

逆手を拍つ事代主神に対して、神としてどう位置づけ、人間が持つ感情をどこまで見出すべきなのか、両者の捉え方の幅が広がるほど、天の逆手の解釈は多義的になっていく。そして、事代主神が天の逆手を拍つことの意味も大きく変わっていく。

7. 考察

本稿はこれまでの諸説を整理する目的で執筆しているが、以下、筆者の見解を述べておこう。

拍手など身振り動作は、そもそも言語よりもずっと不明確な記号であり、それを一つの意味に収束させようとすること自体、危うい試みであるともいえる。それがいかに記号的あるいは象徴的に表現されていても、状況や感情との多様な対応が、絶えず問い直されるのでなければ、適切には認識されえない。そこでまず、逆手の意味

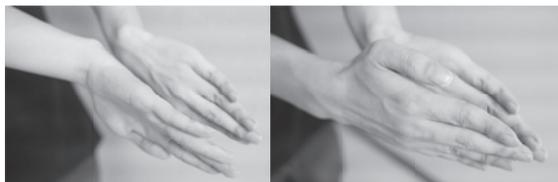


図1 甲と甲の手拍ち 図2 甲と掌の手拍ち

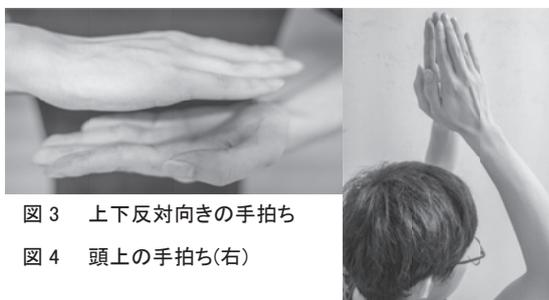


図3 上下反対向きの手拍ち

図4 頭上の手拍ち(右)



図5 後手の手拍ち(左)

図6 下方への手拍ち

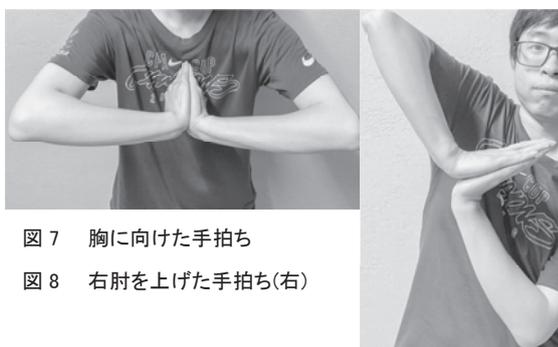


図7 胸に向けた手拍ち

図8 右肘を上げた手拍ち(右)

を、人間の掌や腕などに即して検討し、それを拡張して認識していくところから始めなければならない。

逆手は「逆」の拍手であるから、通常ではない拍ち方であることは明らかである。この通常ではないという点を考えてみる。まず、手の形と位置関係について検討する。通常でない拍ち方に、次の配置が考えられる。1) 手を合わせる面から、掌と掌を合わせる通常の拍ち方の他に、手の甲と甲を拍つ(図1)、手の甲と掌を拍つ拍ち方(図2)、2) 両掌を合わせる向きから、掌の上下の向きを揃えて拍つ他に、上下の向きを反対にして拍つ拍ち方(図3)、3) 手と胴体の位置関係から、胸の位置で拍つ他に、頭上で拍つ(図4)、顔の位置で拍つ、腹の位置で拍

つ、後手に拍つ拍ち方(図5)、4) 指先を向ける方向から、正面に向けて拍つ他に、上方に向けて拍つ、下方に向けて拍つ(図6)、胸に向けて拍つ(図7)、左側または右側に向けて拍つ拍ち方が考えられる*46。ここまでで100通り以上の組合せがあるが、この他にも、左右の肘を広げて拍つ、左肘または右肘を持上げて拍つ(図8)、掌を胴に極端に接近させて拍つ拍ち方、さらには、通常でない拍ち方を、何らかの付随動作を伴う拍ち方と解釈し、拍つときに両手または片方の手を前方に突き出す拍ち方、胸元に引きつける拍ち方などが考えられる。これらの中には、実際には難しい拍ち方もあり、宣長も2通りにしか言及していないが、逆手は、自然なかたちの拍手ではなく、作為的、意図的な拍手であるから、可能性として考えておきたい。

次に、こうして拍たれる逆手の、呪術としての性質について検討する。筆者は、呪力を持つような拍手例を古今および東西の文献に調べているが、拍手はどのような目的で拍たれても、音を発し聞かれるものとして拍たれている。音の到達範囲は、拍った人間の周囲にとどまらない。強く発せられれば、遠方さらには異世界までとどく。そして、そこにいる存在者と交信し、あるいは怖れさせ、目覚めさせる。その結果、存在者を動かし、ひるがえって現実界に何らかの変化を生じたり、何ものかを出現させる手拍ちというものが報告されている。しかし、それらの呪術の例はどれも、遠方あるいは異世界に音を到達させるという段階を介在させた、間接的な呪術として見出されている。

さて、宣長は、青柴垣が船から変化したはずであると述べ、その理由を「船を横さまに傾けたらむさまは、本より垣に似て由あるなり」としている。しかし、青柴垣は、宣長の述べるように、船から変化したのだろうか、それとも、音が発せられたときすでに存在していたのだろうか、あるいは、何もないところから青柴垣が造り出されたのだろうか。筆者は、これまでの拍手研究から、手を拍つという行為に、青柴垣を造り出すまでの呪力があると考えるのは、無理があるのではないかと考えている*47。単に手を拍つだけの行為がそこまで強力な呪力を持つとした例を、まだ見出していない。まずは、拍手があくまで音を発するための動作であるという原点に帰る必要がある。そのうえで、音を発するという行為による異世界との交信というものを認識するのだからなければならないと考える。すなわち、逆手自体が呪力を持つのでは

なく、音によって、自らの存在および近傍の空間を、他者および幽界に知らしめるというはたらきを、逆手が担ったと考えたい。従って、顛世と幽界をつなぐ通路が、逆手の音により可視化され、その結果、存在していたが見ることができなかつた青柴垣が見えるようになったとする解釈が可能であろう。宣長等のように、拍手の呪力により青柴垣が造形されたと解釈するよりも、むしろ拍手による音の到達により、見えない青柴垣が容を現わしたとする解釈が、自然ではないだろうか。

以上の筆者の検討に近い解釈を、古事記注釈書に求めるなら、逆手について姿を隠して音だけが聞こえるような拍ち方と規定した鈴木眞年の解釈に近いかもしれない。また、逆手を顛世から幽界に入るなかに自然に生じた呪術と解釈する次田潤や田井嘉藤次の認識にも通じるかもしれない。いずれにせよ、顛世と幽界とはもともとつながっていたが、幽界は見えない空間であった。その空間が音によって認識されたと解釈するべきであると筆者は考えている。

以上の検討は、また一つの論点を提供する。『古事記』は天の逆手を拍つとのみ記しているが、このとき手は、三浦佑之の注釈にあるように一二回程度拍つたのだろうか、それとも連続的に多数回拍つたと解釈するべきだろうか。もとよりそれを知る手がかりはないが、両者では手を拍つことの意味が少し異なる結果になるので検討しよう。

さて、「天の逆手を青柴垣に打ち成し」から読み取れないのは、逆手を拍つことと青柴垣の出現との時間的な前後関係である。すなわち、逆手を拍ち終わったあとに青柴垣が可視化する、あるいは変化すると読むこともできるし、逆手を拍っている間に青柴垣が可視化する、あるいは変化すると読むこともできる*48。まず、拍ち終わったあとに青柴垣が現われるとするなら、逆手を拍つ回数は少なくともよい。このとき、青柴垣の出現には、それほど時間を要さないことになる。逆手を拍つことは、船に変化が生じる合図であり、船を含む空間へのいわば瞬間のはたらきかけである*49。そして、逆手を拍つことの意味は、音を発する行為により、国譲りの承認劇を、瞬刻のうちに終わらせるためであることになる。その後には、長い沈黙としての隠遁が訪れるのだろう。他方、拍っている間に青柴垣が現われたとするなら、青柴垣が現われつつある間、逆手をずっと拍ち続けていることになる。ここで、逆手を拍っている時間は、船から青柴垣に

変化する時間に対応づけられる。逆手は、手拍子が長く続くような拍ち方であると考えられる*50。このとき逆手は、青柴垣が生成されていく過程を認知する(させる)ために拍たれたのであると考えることもできる。橘守部は、栄手について何ものかを囁し立てる手拍ちと述べ、本稿ではそれを、行為遂行に第三者の視覚を与える手拍ちであると検討したが、逆手を囁し立てる手拍ちと解釈するなら、それは繰り返し拍たれていたと考えるのが妥当であろう。もちろん、拍手の打撃を連続させることが呪力を徐々に強めていき、変化をもたらすと考えることもできるが、先に述べたように、そうした例をまだ見出ししていない。

さて、天の逆手の解釈におけるもう一つの大きな論点は、それが呪詛の拍手であるか否かである。注釈書はこのどちらかの立場を支持しているが、先に述べたように、事代主神を引退したとするのか、死んだとするのかにより、呪詛の解釈が分かれる。ここで、呪詛の背景としてもう一つ指摘しておきたいのが、逆手を拍つときの否定的な感情反応の介在である*51。国譲りという尋常でない場面で拍たれた事代主神の逆手には、呪詛の有無にかかわらず、否定的な感情反応が見え隠れする。但し、否定的と言ってもさまざまある。筆者等は、中国の文献に現われた拍手に伴う否定的な感情反応について、怒り、悲しみ、罵り、嘆き、無力感の5種に分類したことがある(秦・矢向 2017: 29-30)。天の逆手は、それが拍たれた状況をどう認識するかに応じて、これらのいずれにも対応しようと考えている。

さて、宣長は逆手が吉凶及び善悪のどちらにも用いられると述べたが、このどちらも可能とする見解を支持する論調は、その後殆どみられない。多くの注釈書では、逆手に対して、恭順と抵抗のどちらかが選択されている。しかし、ここで肯定的と否定的な感情が必ずしも分離されない表現が存在することを忘れてはならない。例えば、ワラウという表現は、古代でも現代でも、言語に加えて身振り動作として表現されるため、親和的な微笑のなかに軽蔑や罵倒が表現されることがあれば、その逆も容易に生じる。

国譲りの承諾が、恭順の所作とともになされたのか呪詛の所作とともになされたのかは、天津神による葦原中津国平定の根拠に関わるものであり、古事記の国譲り解釈の根幹をなす議論の一つでもある。宣長が吉凶善悪のどちらもありと慎重に述べたのは、あくまで呪詛説を否定していくなかでの言明ではあるが、吉凶善悪のどちら

の意味も容認しようとする宣長の構えと、天の逆手に意味の厚みを見出そうとする本稿の研究姿勢とは、図らずも一致するのである。

恭順と呪詛、あるいは、諾と否、この相反する態度が一つの所作の中に同時に表現されるということは、生じえないことなのだろうか。筆者はそうではないと考える。例えば、今日の演奏会や演劇において、客席から舞台に向けて発せられる掛け声に目を向けても、それらは賞賛行為か罵倒行為かの二者択一になってはいない。賞賛がすなわち罵倒であるような観客からの掛け声が見出されているし、罵倒の表現がそのまま称賛へと転化しうるような声の反応というものが存在する。天の逆手のあり方を突き詰めていくとき、手を拍つという身体的な行為がもつ多義性の重みに対し、いともたやすく一面的な解釈を適用してしまう思考の危うさを、どこかで憂うことになるのである。

8. おわりに

本稿は、『古事記』に現われた「天の逆手」が、現在までどのように認識されてきたかをたどった。伊勢物語注釈書では、海人説から呪詛説に至る比較的自由的な解釈がなされた。江戸時代の国学における古事記注釈は、より注意深くなされ、呪詛の有無についての検討に加え、賢手説、退手説、栄手説、避手説が呈示された。明治以後には、逆手と事代主神の死との対応づけが重要であり、神事を守り伝える当事者の声の重みも無視できない。天の逆手の認識のされ方が、時代ごとの拍手の認識をある程度まで反映しているのは当然のことであるといえる。

拍手は喜びや称賛を表現する行為であり、拍手の共有は喜びや称賛を確たるものにするはたらきを持つ。天の逆手は、喜びや称賛を表現する多数の拍手のなかでの、例外的な現象であるともいえよう。しかし、この例外的な拍手の方が、ありふれた拍手現象よりも、拍手する行為の成り立ちを検討するときに、核心に迫る問いを投げかけるのである。本稿の検討を踏まえ、拍手研究の課題となるものは、時折めぐり会う、否定的な感情ととともに拍たれる拍手というものが、何度も繰り返し拍たれるうちに、その否定的な感情を強めるような効果もたらされるのか、それとも、喜びや称賛を表現する拍手本来のはたらきにより、否定性が打ち消される効果もたらされるのかである。天の逆手は、それらの議論においても格好の素材になりうると考える。

註

- *1 振り仮名はルビで示した。
- *2 本稿の引用文は原則として原文の表記にしたがっている。但し、読みやすさを考慮し、片仮名で表記されている原文を平仮名表記で引用する変更、踊り字を平仮名の繰返して表記する変更を適宜行った。原文にある補字と注釈は[]を付して示したが、省略した箇所も多い。返り点は記していない。筆者による補記は()を付した。
- *3 ()内は同一文献にある書き下し文である。以下の古事記関連テキストについても同じである。
- *4 テキストAにおける「天逆手」を本稿の検討対象とする。テキストB～テキストIは古事記注釈書等においてよく引用される天の逆手の関連テキストである。
- *5 但し、作家による古事記の全文訳は検討に加えていない。
- *6 ()内の書き下しは筆者によるが、三重貞亮『舊事紀訓解』(三重 1943: 468)も参照した。
- *7 まぢち(貧鉤)、ほろびち(滅鉤)、おとろへち(落薄鉤)と発声するので、呪術の意味が含まれていたと解釈される。
- *8 引用文中の下線はすべて筆者によるものである。
- *9 平安時代の儀式における後手拍手では、手は複数回拍たれることが多い。
- *10 片桐は、中世の伊勢物語注釈書は、成立年代不祥のものが多くと述べている(片桐 1969: 474)。
- *11 『書陵部本和歌知願集』(片桐 1969: 181)も同じ内容である。
- *12 片桐は、鎌倉時代の伊勢物語注釈は、物語そのものは虚構であっても、その裏には必ず何らかの事実があるとする注釈姿勢であるため、平安時代の伊勢物語享受の実態をとどめるものであると述べている(片桐 1968: 608)。
- *13 『島原文庫本和歌知願集』(片桐 1969: 280)も概ね同じ内容である。
- *14 『日本永代蔵』に「年の人心ふてきなる所、後日の分別せぬぞかし」とある(野間 1960: 130)。
- *15 陰陽道の呪詛については、少し以前の『十卷本伊勢物語注』(片桐他 2005-1: 62)も概ね同じ内容である。
- *16 『伊勢物語奥秘書』の解題には、注釈姿勢が鎌倉時代の冷泉家のそれに類似するとある(片桐他 2005-1: 304)。
- *17 『伊勢物語七箇秘伝』の解題には、注釈の方法としては鎌倉時代のそれに依拠しているとある(片桐 1969: 889)。
- *18 『伊勢物語愚見抄』は「一禪御説」として引用されている。
- *19 『伊勢物語宗長聞書』(片桐 1969: 701)にも、「詞にいだして切に恨をいふを、のろふといひなせり」とある。
- *20 同時期の慶長2年(1597)に成立した国語辞典『匠材集』は、注釈書ではないが、「あまのさかて」として「海に入時手にてなみを打入をいふ。逆手うつ也。又咒祖する時も打事也」(正宗 1978: 130)とある。
- *21 但し『伊勢物語嬰児抄』は結論として海人説を支持しているように読める(片桐 2002: 220)。
- *22 補足するなら、『日本書紀』は奈良時代から詳細な研究がなされてきたが、『古事記』は江戸時代までは本格的研究がなかった。
- *23 下線「逆手に」とあるが、宣長の『古訓古事記』以前の諸本には、「天逆手矣」の「矣」について「を」でなく「に」と訓み下し、「天の逆手に青柴垣を打ち成し」としている例が複数みられる(小野田 1981: 495-496)。但し、春満の『書入本『古事記』』には、「に」と訓じている寛永版本に朱で「を」と書き入れられている(荷田 2003-1: 88)。尚、古事記における「矣」を「に」と訓み下す妥当性については、三矢重松の『古事記に於ける漢字の用法』(三矢 1910: 32-34)に詳しい。
- *24 天菩比神、天若日子に次いで三度目の使者。
- *25 大国主神のもう一人の子である建御名方神はこの時点で国譲りに同意していない。

*26 江戸後期の国語辞典である谷川士清(1709-1776)の『倭訓栞』は、それまでの学説を整理し、「三義あり古事記事代主ノ命の天ノ逆手といへるは、蒼柴垣に隠れたまはんとての事なれば進むは順退くは逆なれば逆手打とはいふなるへし伊勢物語に天ノ逆手打てのろひをりけると見えたるは、人を呪詛するよう逆手を用ひたる成へし猶後(シリへ)手の義の如し 天とは例文による詞也今の人逆手を忌といふも是なり 寄海人恋の歌に、我恋は蜚の逆手を打返しおもひときてや世をもうらみん、肖聞抄に海人のかつきに海底へ入らんとて、手にて浪を打也といへり」としているが、伊勢貞丈の退手説が逆手の主要な解釈の一つにとりあげられている(谷川 1898: 101-102)。

*27 宣長の引用文における【】は、底本の二行割注である(本居 1968-2: 7)。

*28 「背揮は志理幣提爾布俱(しりへでにふく)と云ふ。」(坂本 1967: 97)とある。伊弉諾神は劔を抜き後ろで振り払いながら黄泉の国から逃げ帰る。『古事記』上巻には、伊邪那岐神が「爾に御佩せる十拳劔を抜きて、後手にふきつつ逃げ来るを、猶追ひて、黄泉比良」(倉野 1958: 67)とある。「うしろ手で何かをするのは相手をこまらせる呪術の一つである」(倉野 1958: 66)。

*29 「僕は百足らず八十垆手に隠りて侍ひなむ」(倉野 1958: 123)。

*30 「すぐれたるとは、尊きこと善きこと、功しきことなどの、優れたるのみを云に非ず、悪しきもの奇しきものなども、よにすぐれて可畏きをば、神と云なり」(本居 1968-1: 125)。

*31 「人は然はえ知らねども、そのしわざの、さしあたりては悪しと思はるゝ事も、まことには吉く、善しと思はるゝ事も、まことには凶き理のあるなどもあるべし、凡て人の智は限りありて、まことの理はえしらぬものなれば、かにかくに神のうへは、みだりに測り論ふべきものにあらざ」(本居 1968-1: 126)。東より子は『宣長神学の構造』で、「善悪の相互移行と言っても、その関心が善から悪への移行よりも悪から善への移行に向っていることは否定できない。」(東 1999: 183)と述べる。東によれば、「現身としての神は涙を流し笑いさえする」(東 1999: 115)。

*32 まず、『古事記伝』を批判した富士谷御杖(1768-1824)は、『古事記燈』巻之一(1805以後)でテキストAを引用したうえ、事代主神が逆手を拍ち青柴垣に隠れる行為は、宣長のように具体的に意味をとるべきではなく、「言行を隠したまへるよしをいふ」(富士谷 1993: 568)、すなわち、たとえ思いが存在しても言行を慎んだ行為がなされたとの旨を解釈するべきであると述べる。

*33 拍手が行為遂行を確たるものにするということについて検討しておく。拍手を受けることにより、行為遂行は状況に適合的になるとともに、他者の視線が与えられることになる。状況に適合された行為に第三者の視線があたえられ、行為は確たるものとして遂行される。但し、呪詛を第三者の視線でほめて正当化する行為のあり方については、更に検討が必要である。

*34 小野高潔は、守部の榮手説が呈示されたすぐ後に、『古事記註裏書』(1824)において、榮手説を明確に支持している。「逆手者榮手之語。逆者假字榮也。祝詞式豊逆登。或作豊榮登。可以證。臨隱遁之際。拍手而奉祝寶祚隆盛長久之義也。歌書等所謂。海士逆手者別也。於青柴垣打成者拍手之音垣墻亦響也。青柴垣者倉卒之設。不待柴枯速去之舎也」(小野 1938: 40)とある。榮手の音が垣墻にも鳴り響いたとあり、また、青柴垣とは早々に去るための急拵えの殿舎であると述べられている。

*35 伴は、谷川士清『増補語林和訓栞』の校閲において、貞丈の退手説を支持する注釈も試みている(谷川 1898: 102)。

*36 手拍ちには、なにもない空間を指示する、あるいは認識させるはたらきがあると筆者は考えているが、伴の例示はこのはたらきをよく示す。この論点については稿を改めるつもりである。

*37 但し、和歌に詠まれた天の逆手についてはこの限りではない。岩波

文庫『六百番歌合』における峯岸義秋による下註には「あまのとは天ですることが傳わつて來たのだといふ。さかては榮手、事の成就を誓つて手を拍つ事だといふ」(峯岸 1936: 384)とある。なお、吉岡は篤胤と打鳴し説を支持していると書かれることがあるが正しくない。『古事記傳畧』では、宣長説、篤胤説(貞丈説)は、対等の比重で説明されている。

*38 植松安校註『古事記(要註國文定本總聚)』(植松 1928: 122)も同様の内容。

*39 同書の池田弥三郎による補注には、折口は事代主を大国主の分身とみなしていたとある。

*40 益田等による事代主神の自決説については後述する。

*41 『伊勢物語懐中抄』にある「はた」と気づく手拍ちではなく、人を呼ぶ手拍ち、ひいては後述する幽界と交信する手拍ちと認識したい。

*42 折口は、天の逆手を呪詛と認識するが、美保神社の祭については言及していない。他方、柳田國男は事代主神を「託宣神」としてのみ認識している。柳田は「巫女考」で、美保神社の一年神主が、霊夢のお告げを受ける話を、昌東舎の『諸国周遊奇談』の記事から引いている(柳田 1962: 238-239)。但し、天の逆手への言及はない。

*43 谷川は続けて、「最初からそうであったかは判然とししない。つまり海の彼方の常世の国に死者を送り出す儀礼が民間におこなわれていて、それがやがては記紀のコトシロヌシにあやかつたものとして理解され、儀式化されるようになったと考えるほうがより自然である」と述べる(谷川 1978: 40)。

*44 現地の祭関係者が青柴垣の神事を必ずしも事代主神の入水の儀式化であると考えていないこと、そもそも事代主神に関連づけることが間違いであると認識していることも記しておく。

*45 「新たな出発」は、少し後の「亦僕が子等、百八十神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と爲りて仕へ奉らば、違ふ神は非じ」(倉野 1958: 123)を示す。

*46 ブルーノ・レップは拍手における掌と指の接触に関して8種類に分類している(Repp 1987)が、上記はこの分類を含めていない。

*47 『古事記』上巻において、変化させ成す行為として知られる事例には、速須佐之男命が櫛名田比賣を櫛に変えて角髪に刺す行為(倉野 1958: 87)、また、力競べで建御雷神が自らの手を氷柱から劔へと変化させて畏れさせる行為(倉野 1958: 133)が知られる。これらの行為において、二神の力が誇示されるが、変化させる対象は、あくまで身体の一部もしくは等身大の人間でしかない。

*48 篤胤の打鳴し説をとれば、そもそもこの疑問は生じない。しかし、篤胤説に従うなら、不用になり覆った船が海に放置されたままになる。すなわち、「即ち其の船を踏み傾けて」は文意から余分な記述になってしまう。なお、筆者が篤胤説を積極的に支持しないのは、「打成」の「成」を「鳴」の借字として用いている用例をこの他に確認しておらず、また、本稿*23で記したように「天逆手矣」を「天の逆手に」と訓み下している諸本が複数みられることが理由である。

*49 変化に要する時間に着眼した注釈は、手づまとの比較を試みた守部のみである(橋 1967-1: 275)。

*50 等間隔で連続して拍つのではなく、八開手のように、連続的に素早く拍つた後に休止し、再び連続的に素早く拍つことを繰返す拍ち方も考えられる。拝礼作法の拍手において数多く拍つことの意味については稿を改める。

*51 「逆」の字句とともに抵抗心が描かれた例が、「天の岩戸」にみられる。速須佐之男命が、「其の服屋の頂を穿ち、天の斑馬を逆剥ぎに剥ぎて墮し入る」(倉野 1958: 81)とある。逆剥ぎとは、宣長によれば、「尾の方から逆に皮を剥」ぐことであるが(本居 1968-1: 349)、橋守部にならえば、天照大神に対する抵抗心の現れであると解釈することができる(橋 1967-2: 209)。

引用文献

- 1) 赤羽淑編『藤原定家全歌集』、笠間書院、1973-1974.
- 2) 池邊義象『古事記通釋』、啓成社、1911.
- 3) 石原道博編訳『魏志倭人伝他』、岩波文庫、1951.
- 4) 伊勢貞丈『安斎隨筆第一』、明治図書出版、1953.
- 5) 伊勢貞丈『貞丈雜記1』、島田勇雄校註、平凡社、1985.
- 6) 植松安・大塚龍『古事記全釋』、廣文堂、1925.
- 7) 植松安校註『古事記(要註國文定本總聚)』、廣文堂、1928.
- 8) 大久保初雄『古事記講義』上巻、修文館、1893(1909).
- 9) 岡久生「事代主神の諸問題：託宣と国譲りの物語」『古事記研究大系(古事記の神々 上)』古事記学会編、高科書店、211-222、1998.
- 10) 荻原浅男校註『古事記(日本古典文学全集)』、小学館、1973.
- 11) 尾崎暢映『古事記全講』、加藤中道館、1966.
- 12) 小野高潔「古事記註裏書」『未刊國文古註釋体系 第十二冊』帝國教育會出版部、1-64、1938.
- 13) 小野田光雄編『諸本集成古事記(上巻)』、勉誠社、1981.
- 14) 折口信夫『折口信夫全集』第1巻、中央公論社、1954.
- 15) 折口信夫『折口信夫全集(ノート編)』第13巻、中央公論社、1970.
- 16) 荷田春満『荷田全集第六巻』、吉川弘文館、1931.
- 17) 荷田春満『新編荷田春満全集第一巻』、おうふう、2003-1.
- 18) 荷田春満『新編荷田春満全集第七巻』、おうふう、2003-2.
- 19) 片桐洋一『伊勢物語の研究(研究篇)』、明治書院、1968.
- 20) 片桐洋一『伊勢物語の研究(資料篇)』、明治書院、1969.
- 21) 片桐洋一編『伊勢物語古注釈書コレクション1巻』、和泉書院、1999.
- 22) 片桐洋一編『伊勢物語古注釈書コレクション3巻』、和泉書院、2002.
- 23) 片桐洋一編『伊勢物語古注釈書コレクション5巻』、和泉書院、2006.
- 24) 片桐洋一編『伊勢物語古注釈書コレクション6巻』、和泉書院、2011.
- 25) 片桐洋一他編『伊勢物語古注釈大成第一巻』、笠間書院、2005-1.
- 26) 片桐洋一他編『伊勢物語古注釈大成第二巻』、笠間書院、2005-2.
- 27) 片桐洋一他編『伊勢物語古注釈大成第三巻』、笠間書院、2008.
- 28) 鎌田純一校註『先代旧事本紀他』、神道大系編纂会、1980.
- 29) 賀茂真淵『賀茂真淵全集第十六巻』、続群書類従完成会、1981.
- 30) 賀茂真淵『賀茂真淵全集第十七巻』、続群書類従完成会、1982.
- 31) 倉野憲司校註『古事記・祝詞(日本古典文学大系)』、岩波書店、1958.
- 32) 倉野憲司『古事記全註釈』第4巻、三省堂、1977.
- 33) 黒板勝美編「釋日本紀」『改訂増補国史大系第八巻』、吉川弘文館、1932.
- 34) 契沖『契沖全集第九巻』、岩波書店、1974.
- 35) 胡麻鶴醇之・西島一郎校註『皇太神宮儀式帳』、神道大系編纂会、1979.
- 36) 西郷信綱『古事記研究』、未来社、1973.
- 37) 西郷信綱『古事記注釈』第三巻、ちくま学芸文庫、1988(2005).
- 38) 佐伯有義述・本居豊頼問『古事記講義』、皇典講究所、1891(1909).
- 39) 坂口由佳「『古事記』における死の表現」『古事記年報43』、古事記学会編、実教出版、82-100、2000.
- 40) 阪倉篤太郎『古事記選釋』、日本文學社、1935.
- 41) 阪倉篤義他校註『伊勢物語他(日本古典文学大系)』、岩波書店、1957.
- 42) 坂本太郎他校註『日本書紀 上(日本古典文学大系)』、岩波書店、1967.
- 43) 敷田年治『古事記標註』上巻の下、森吉兵衛、1878.
- 44) 秦睿澤・矢向正人「中国の古代文献にみる拍手の起源」『比較文化研究125』23-36、2017.
- 45) 鈴木重胤『鈴木重胤全集』第九巻、鈴木重胤先生学徳顯揚会、1940.
- 46) 鈴木眞年『鈴木眞年伝』、凸版印刷、1943.
- 47) 田井嘉藤次『古事記新考』上巻、大同館書店、1930.
- 48) 橋守部『新訂増補橋守部全集』第二、東京美術、1967-1.
- 49) 橋守部『新訂増補橋守部全集』第七、東京美術、1967-2.
- 50) 橋守部『新訂増補橋守部全集』第八、東京美術、1967-3.
- 51) 谷川健一『出雲の神々』、平凡社、1978.
- 52) 谷川士清纂・伴信友校閲『増補語林 倭訓栞(上)』、皇典講究所、1898.
- 53) 田安宗武「古事記詳説」『古典注釋編一：古事記注釋』、神道大系編纂会、129-207、1990.
- 54) バジル・ホール・チェンバレン訳、次田潤校訂『古事記神代巻下』、世界文庫刊行會、1928.
- 55) 次田潤『古事記新講』、明治書院、1924.
- 56) 虎尾俊哉校註『延喜式(上)』、神道大系編纂会、1991.
- 57) 中西進『古事記を読む(中西進著作集1)』、四季社、2007.
- 58) 中村鳥堂『古事記原義』上巻、富士書房、1939.
- 59) 野間光辰校註『日本永代蔵他(日本古典文学大系)』、岩波書店、1960.
- 60) 速水保孝「美保関の祭り」『美保関町誌』、美保関町、1986、958-1045.
- 61) 伴信友『伴信友全集第四巻』、内外印刷、1907.
- 62) 東より子『宣長神学の構造』、ペリカン社、1999.
- 63) 久松潜一他校註『平安鎌倉私家集』、岩波書店、1964.
- 64) 久松文雄『まんがで読む古事記2』、青林堂、2010.
- 65) 平田篤胤『平田篤胤全集 第三巻』、名著出版、1977.
- 66) 富士谷御杖『新編富士谷御杖全集 第一巻』、思文閣出版、1993.
- 67) 正宗敦夫校訂『匠材集』、現代思潮社、1978.
- 68) 益田勝実『火山列島の思想』、筑摩書房、1968.
- 69) 益田勝実『古典を読む 古事記』、岩波書店、1984.
- 70) 三浦佑之『口語訳古事記』、文芸春秋社、2002.
- 71) 三重貞亮『舊事紀訓解』、明世堂書店、1943.
- 72) 三隅治雄「国譲り神話と民俗祭祀」『古代日本文化の探求：古事記』、社会思想社、145-165、1977.
- 73) 三矢重松「古事記に於ける漢字の用法(中)」『國學院雑誌』16(7)、1910:23-34.
- 74) 峯岸義秋校訂『六百番歌合』、岩波文庫、1936.
- 75) 美濃部伴郎『古事記通俗講義』、松岡活版印刷所、1926.
- 76) 村上忠順『古事記標註 上』、近藤巴太郎等、1874.
- 77) 本居宣長『本居宣長全集 第九巻』、筑摩書房、1968-1.
- 78) 本居宣長『本居宣長全集 第十巻』、筑摩書房、1968-2.
- 79) 矢向正人「拍手の起源を探る」『芸術工学研究24』21-41、2016.
- 80) 柳田國男『定本柳田國男集 第9巻』、筑摩書房、1962.
- 81) 吉岡徳明『古事記傳畧』、国民精神文化研究所、1886(1938).
- 82) 山口佳紀・神野志隆光校註『古事記(新編日本古典全集)』、小学館、1997.
- 83) 山田孝雄解説『日本紀竟宴和歌 上』、古典保存會、1939-1940.
- 84) 和歌森太郎「美保神社の研究」『和歌森太郎著作集3』、弘文堂、3-342、1980.
- 85) Repp, Bruno H., "The sound of two hands clapping: An exploratory study," The Journal of the Acoustical Society of America, 1987, 81(4), 1100-1109.

芸術工学研究

投稿要領／論文ひな形

投稿要領

平成15年10月1日制定、平成20年7月10日一部改正、平成21年5月29日一部改正、平成23年9月20日一部改正、平成25年1月11日一部改正、平成26年12月17日一部改正、平成28年10月26日一部改正、平成29年4月1日一部改正、平成30年4月1日一部改正

1. 投稿者

- 1-1. 投稿者（共著の場合少なくとも1名）は、本研究院の教職員（学術研究員、教務・技術・事務職員を含む）、訪問研究員ⁱ、本学府学生、本学の客員教員、非常勤講師および紀要編集ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）が依頼した者とする。ただし、本学府学生の場合、博士後期課程の学生は投稿に際し指導教員の同意を必要とする。また、修士課程の学生は、教職員との連名の場合のみ、投稿を許可される。
- 1-2. 原則として、一人の投稿者に許可される投稿数は、単名もしくは連名第一著者としての投稿数は1編以内とする。ただし連名の場合であっても第1著者でない場合の投稿数は制限しない。

2. 掲載記事および記事の区分

掲載記事は、英文あるいは和文で書かれた未発表のもの（口頭発表を除く）とし、性質により、以下のよう
に区分する。投稿原稿が以下のいずれであるかについては、投稿者の意思を確認の上、ワーキンググループ
が決定する。

2-1. 研究論文

研究論文は、独創的な結果、考察あるいは結論等を含むもので、学術的・社会的発展に寄与するもの
とする。

2-2. 作品（または、「作品解説」）

作品（演奏・上演等も含む）に関する紹介と解説とする。解説の中には、制作の背景と目的、独創性、
意義などに関する説明が求められる。

2-3. 評論

評論等は、学説、著作および作品・演奏その他に関する論評および科学的技術的あるいは社会的文化的
的事柄に関する論評とする。

2-4. 研究報告

研究報告は、研究論文に準じる研究成果を含むが、論文と同等の完結を要求されない自由度を有する
形態のものとする。

2-5. 資料

資料は、公開することが学術的・社会的に意味のある実験記録、調査記録、教育記録、その他研究・
教育資料とする。

2-6. その他

上記のひとつに明確に区分されない事項とする。

3. 掲載記事1編の長さ

図表、英文アブストラクト、その他を含めて、原則として、刷り上り20ページ以内とする。超過ページお
よびカラーページの出版経費は、原則として、投稿者の負担とする。

4. 原稿の書式等

作成にあたっては、別紙の「原稿作成・投稿要領」を参照し、所定の書式に従うこととする。

5. 投稿原稿の受付日および受理日について

- 5-1. ワーキンググループが投稿者から原稿を受け付けた日を当該原稿の受付日とする。
- 5-2. 投稿原稿の採否は、査読の結果に基づいてワーキンググループが決定する。ワーキンググループは原稿の訂正を求めることができる。またワーキンググループは、必要に応じて、投稿者に原稿内容の修正を求めることができる。
- 5-3. 査読は、査読規定によって行われ、その結果についてはワーキンググループが責任を持つ。
- 5-4. 本誌に掲載された記事についての責任は著者が負う。
- 5-5. ワーキンググループにおいて論文の採択を決定した日を当該原稿の受理日とする。

6. 紀要の掲載順序は以下の順とする

- 6-1. 研究論文、作品、評論、研究報告、資料、その他の順で配列する。
- 6-2. 英文記事から和文記事の順に配列する。
- 6-3. デザイン人間科学、コミュニケーションデザイン科学、環境・遺産デザイン、コンテンツ・クリエイティブデザイン、デザインストラテジーの各部門順とする。
- 6-4. 原稿受付け年月日の順に配列する。
- 6-5. ワーキンググループによる企画記事等は、ワーキンググループが掲載場所を決定する。

7. 別刷り

投稿記事の別刷りは、1編につき10部までを無償とし、これを超えるものについては投稿者の負担とする。

8. 原稿の取り下げ

原稿を取り下げたい場合は、著者全員が署名・捺印をした理由書を、速やかにワーキンググループ長に提出する。ただし、採択後の取り下げは認めない。一度取り下げた論文の再投稿は、すべて新原稿としての投稿となる。

9. 著作権

- 9-1. 2条で挙げた研究論文等の著作権は、その投稿者が保持する。
- 9-2. 研究論文等の投稿者は、芸術工学研究院に対して、あらゆる利用行為を許諾する。ただし、この許諾は、投稿者の著作者人格権に影響を及ぼすものではない。
- 9-3. 前項の許諾は、投稿が受理された時点で行なわれたものとし、不採択とされた場合は、その決定の時点で撤回されたものとする。
- 9-4. 研究論文等における既存の著作物の利用（引用・転載等）に関し権利者との間に生じた紛争については、投稿者がその任に当たる。

10. 九州大学学術情報リポジトリへの登録

紀要に掲載された研究論文等は、投稿者の承諾を経て、九州大学学術情報リポジトリに登録する。

i 一訪問期間が少なくとも一年であり、本研究院での研究期間が半年以上経過している方

「芸術工学研究」原稿作成・投稿要領

（平成21年11月19日制定、平成22年11月30日一部改正、
平成29年4月1日一部改正）

本文書式

・投稿原稿、著者版下はテンプレートファイルを使用して作成する。

図版

・画像、表などの線画等、全ての図版データを、著者が各自で版下原稿本文内にレイアウトする。

投稿時の提出形式・方法

下記①②を管理棟1Fの紀要編集ワーキンググループのメールボックス（下記住所へ郵送も可）に提出すると同時に、①③の電子データを編集ワーキンググループのメールアドレス宛（kiyou-ed@design.kyushu-u.ac.jp）に送信すること。

① 投稿添付用紙

② A4 サイズ用紙に出力した版下原稿ハードコピー 3部

・カラー印刷希望の場合にのみカラーで出力すること。

・1部にのみ著者の名前を入れ、他の2部には著者の名前を入れないこと。

③ 版下原稿 PDF ファイル

・著者の名前と所属が入ったファイルとそれらを抜いたファイル（2種類）

問い合わせ

九州大学大学院 芸術工学研究院 紀要編集ワーキンググループ

〒815-8540 福岡県福岡市南区塩原 4-9-1

kiyou-ed@design.kyushu-u.ac.jp

執筆者紹介

朝廣 和夫（九州大学大学院芸術工学研究院環境デザイン部門）

尾方 義人（九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門）

岸田 文（九州大学大学院統合新領域学府ユーザー感性学専攻感性科学コース）

田上 健一（九州大学大学院芸術工学研究院環境デザイン部門）

西村 英伍（九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻コンテンツクリエイティブデザインコース）

藤 智亮（九州大学大学院芸術工学研究院デザインストラテジー部門）

矢向 正人（九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門）

綿貫 茂喜（九州大学大学院芸術工学研究院デザイン人間科学部門）

芸術工学研究

九州大学大学院芸術工学研究院 紀要

Geijutsu Kogaku: the Journal of Design, Kyushu University

2019, Vol. 31

発行日：2019年10月1日

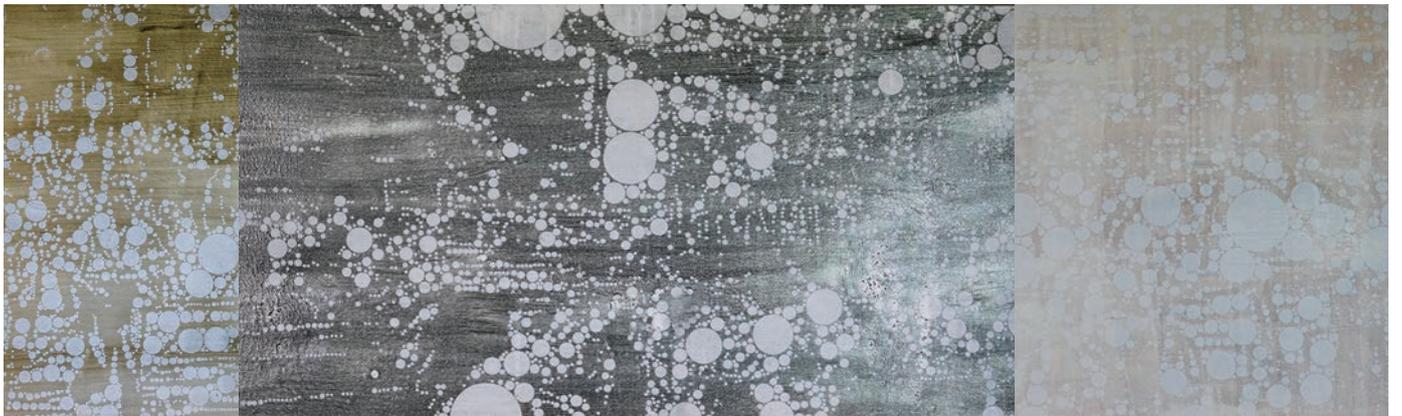
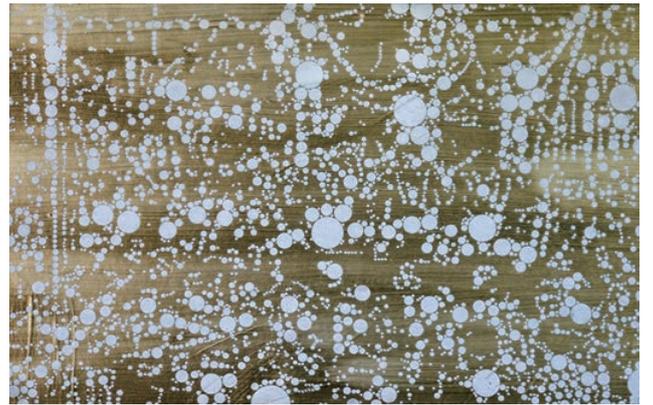
編集発行：九州大学大学院芸術工学研究院紀要 [芸術工学研究] 編集ワーキンググループ©

編集ワーキンググループ：中村美亜 [ワーキンググループ長]

井上光平、松前あかね、米村典子

福岡市南区塩原4-9-1 〒815-8540 tel：092-553-4400

印刷：株式会社ミドリ印刷



博多・夏-2019
裏表紙原画：片山雅史